

厚生労働省 平成 25 年度
セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業）

**生活困窮要因のトリガー分析と対応する
居住・就労等に関する相談支援の先進事例調査**

報告書

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク

平成 26 年 3 月

目 次

序. 調査の背景と全体像	1
1. 問題意識	1
2. 調査の特徴	3
I. ホームレス支援の独自性についての再整理	4
1. 調査母集団の分布	4
2. 支援団体によるホームレス支援の総合性、包括性	6
1) 事業内容のバラエティ	6
2) 生活困窮のジャンルを問わない支援対象層	6
3) 中間就労を提供する就労支援	7
4) アウトドア活動の重要性	8
5) シェルターのハウジングとしての位置づけ	10
6) アフターケアと就労支援	12
7) 中間ハウジングの終の棲家化	15
II. ホームレス状態にいたる要因（トリガー）の分析	18
1. 調査設計	18
1) 目的	18
2) 調査対象者	18
3) 調査手法	18
4) 調査項目	18
5) 分析上の用語の定義	19
6) トリガー要因について	19
2. 調査対象者の基本属性	21
3. トリガー調査分析の結果と解釈	26
1) 全 127 ケーストリガー要因別集計	26
2) 年齢区分×大分類要因別の分析	31
3) 性別×大分類要因の分析	37
4) 入り口類型×大分類要因別の分析	41
5) 路上生活等の狭義ホームレス経験の有無別トリガー要因の分析	46
III. 要因とケアからみた支援の特徴—個別事例分析も加味して	50
1. ホームレス支援のファーストコンタクトの重要性	50
1) 支援の入り口類型：年齢別	50
2) 支援の入り口類型：支援期間別	52
3) 支援の入り口類型：移行後メニュー数別	53
4) 支援の入り口類型：交流の有無別	54
2. 相関図から得られた代表類型をもとにした個別事例の特徴	55
1) トリガー要因と支援メニューとの相関表	55

2)	階層別にみたトリガー要因数と支援メニュー数との相関	56
3.	相関図から得られた代表類型をもとにした個別事例の特徴	62
IV.	生活困窮者自立支援施策の十全な稼動をめざして	75
1.	知見の整理	75
2.	新法、特措法、生活保護法のカバー領域と中間ハウジングとの関係	79
付	録	83

序. 調査の背景と全体像

1. 問題意識

生活困窮者自立支援法（以下、新法と略称することもあり）という新しいセーフティネットの構築が、生活保護法の改訂とセットになって本格化しようとしている。生活保護法改訂に注目が集まり、生活困窮者自立支援法に対して社会の関心が高まっていない印象があるが、全国の福祉事務所の管轄と同じ範域で生活困窮者支援のサービスが展開される予定である。1300箇所ほどの政令市の区、市、および町村などの広域管轄の福祉事務所レベルで、この生活困窮者自立支援法に基づく、「自立相談支援窓口」が設置されることになる。

この新法の立案過程に、本NPOホームレス支援全国ネットワーク（以下、本NPOと略称することもあり）として、10年以上関わってきたホームレス自立支援の調査、政策立案の経験の蓄積から、若干なりとも関わる機会を持てた。そこで本NPOが主張してきたことは、ホームレスは単に屋根のないハウスマレスの状況をさすのではなく、無縁であることがホームレス状況の本質であること、その状況を改善する標語が、糸の再生にあった。新法の精神はこの標語によってある程度裏付けられている。また後述するホームレス支援の段階別で動的な支援が新法の骨格に組み込まれた。いわゆる、窓口で待つではなく路上や街頭に出向いて相談やニーズを引き出すアウトリーチから、伴走型のよりそい支援という表現も構想段階で使用されたが、このような継続的な支援も、新法構想のひとつの主柱となった。

本調査の根幹を流れる大きな目的は、ホームレス支援が、ホームレス自立支援法（以下、特措法と略称することもあり）や生活保護法を活用しながら、新法の制定にまで寄与した重要な経験知の蓄積に貢献してきたこと。そしてこの支援が、糸の再生による無縁社会の克服につながる総合的な生活困窮者支援の根本にある、最後のセーフティネット形成にどのように寄与するのかを検証する点にある。

全国のホームレス支援団体を束ねる唯一の全国組織として、一連の調査で得られる知見、情報、エビデンスの価値は大変高いものであろう。特に本NPOが2010年からこの社会福祉推進事業で行ってきた調査の主旨と得られた結果については、前年度の報告書の冒頭で略述しているので、ここでは繰り返さない¹。重要な点は、毎年の大規模調査において、全国の支援団体を定期的に訪問し、加えて新規の団体にもアプローチをかけ、情報交換を行っているところにある。本年は生活困窮者自立支援法（新法）が制定された状況の中で、ホームレス自立支援という枠組みが、この新法の中でどのような独自の領域があるのか、それとも新法に発展的に組み込まれてゆくものか、全国のホームレス支援団体の訪問、およびモニタリングを通じて、今後を知る第一歩の調査と位置づけている。

1

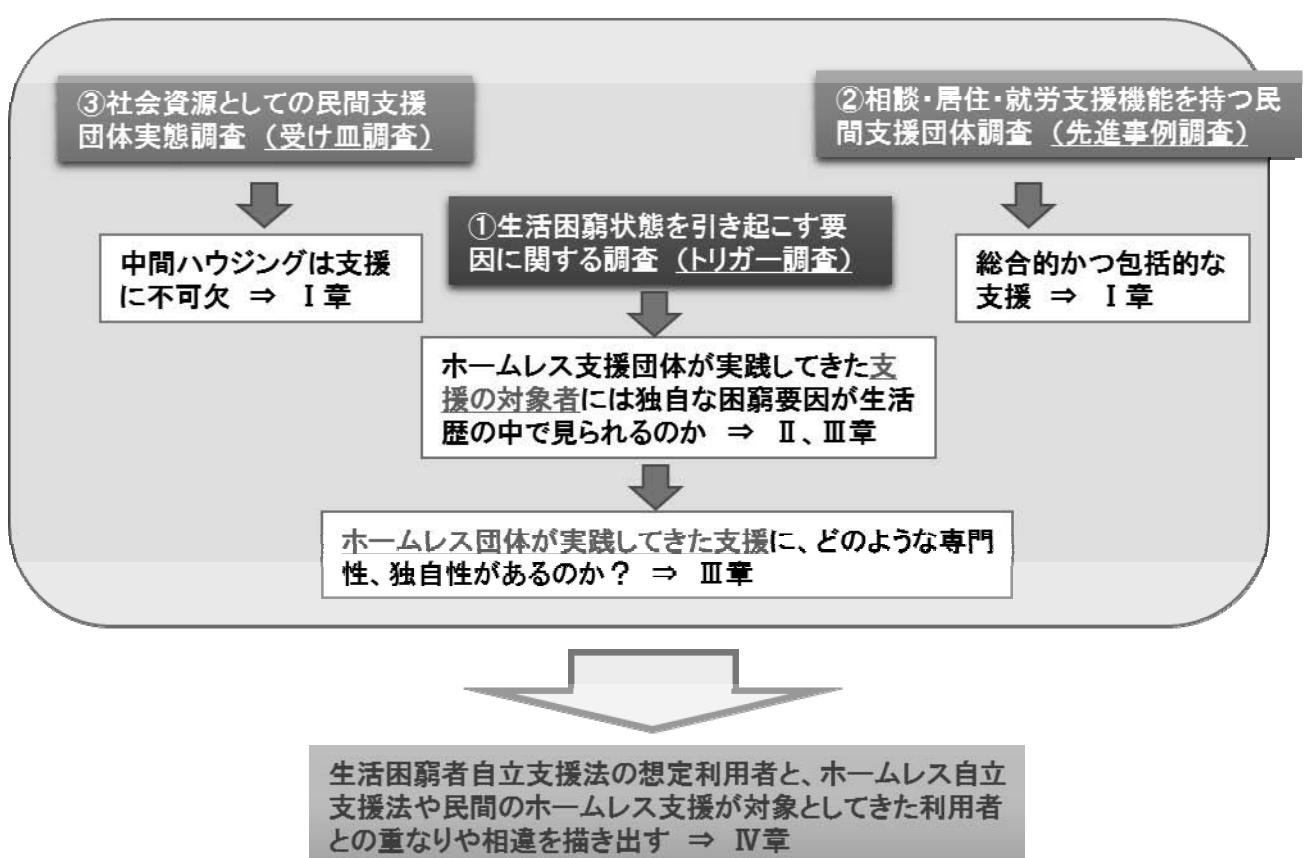
2010年調査『広義ホームレスの可視化と支援策に関する調査報告書』（「広義ホームレス調査」）、
2011年調査『広義のホームレス支援の先進事例とあるべき仕組みに関する調査』（「PS調査」）、
2012年調査『生活困窮者支援の持続可能性とその効果を測定するパネル調査報告書』（「パネル調査」）、
2013年調査『生活困窮要因のトリガー分析と対応する居住・就労等に関する相談支援の先進事例調査』（「トリガー調査」）

本調査の構成は、**図表序-1** のような①トリガー調査→ホームレスに至る要因調査、②先進事例調査→総合的包括的支援を行うホームレス支援団体の特徴調査、③受け皿調査→特に中間ハウジングの機能調査、という3本柱から構成されている。根幹の調査は①トリガー調査である。支援の対象者であるホームレス経験者がどのような要因でもってホームレス状況に至ったか、その要因の確定と、その後の支援の紐付けを通じて、団体が実践してきた支援に、どのような専門性、独自性が見出せるのかの分析となる。この実践の解明が、生活困窮者自立支援法の新しいケアの蓄積に大きく貢献すると考えている。

図表序-1 本年度の調査（「トリガー調査」と称する）の構成が明らかにする事項群

問題意識

全国のホームレス支援団体を束ねる全国組織としての関心は、ホームレス自立支援法（「特措法」）は、「新法」下に組み込まれるのか、それとも独自なサービスエリアを有するのかという点 ⇒ 序章



2. 調査の特徴

2010 年度、2012 年度と、全国の支援団体の協力を得て、数量的に多くの個々の事例の情報がデータベースとして蓄積されている。ホームレス支援の特色がその継続性、伴走型支援というところにあり、その意味では、個々のケアの提供状況に関して、継起的に支援団体を通してモニタリング可能となっている。今回はより個別のケアと、そのケアの対象者のプロファイルをより仔細に個別にヒアリングすることを通じて、ホームレスになる要因、すなわち何がトリガー、引き金となってホームレス状況になったかを明らかにすることにより、ケアを生み出す根源の把握にまず努めることになった。

こうした把握が、その後のホームレス支援の特色をどのように生み出すかを、今までの調査で得てきたケア内容とケアの投下具合とを紐付けすることにより、要因とケアの総体を明らかにするところに本調査の特色がある。結論からいうと、ホームレス支援は、総合的で包括的な生活支援であり、その総合性、包括性を明らかにし、ホームレス支援の個別専門性を高めるのか、あるいは総合的包括的支援をより推進するのか、を提示することにしたい。

この①トリガー調査は、2012 年度の本N P O「生活困窮者支援の持続可能性とその効果を測定するパネル調査」の移行者調査のうち、2012 年 10 月時点で団体との関係が継続している人、入居者調査の全対象者から、127 ケースを抽出し、各支援団体にホームレス状態になるまでの成育歴のヒアリングを行ったものである。そのヒアリングをもとに要因と各要因が起こった年代（年齢）を明らかにしている。またこれらの 127 ケースは、2012 年度調査において、投下されたケアなどが紐付け可能となっており、要因とケアの相互分析が可能となり、より個別の事例の分析も提供するという構成となっている。

I. ホームレス支援の独自性についての再整理

1. 調査母集団の分布

まず、今回の調査対象の母集団となったホームレス支援団体の全国的状況を確認しておきたい。ホームレス支援調査が、相互のつながりを生むきっかけとなった、虹の連合（2007）「もう一つの全国ホームレス調査」、このつながりをベースに、2009年にNPOホームレス支援全国ネットワークが設立され、2010年より、主に民間のホームレス支援団体のネットワークを利用しての全国調査を毎年行ってきた。前述の「もう一つの全国ホームレス調査」では、北海道から沖縄までの63団体への訪問を通じてヒアリング／インタビュー調査をそれぞれ現地で行ったが、2012年度調査では、訪問、コンタクト団体は、134拠点であった。団体の支部なども府県が異なればカウントしているため、ここでは拠点と称している。この拠点には、明らかにホームレス支援団体であるが、諸般の理由でコンタクトできなかつた、あるいはしなかつた団体は含めていない。

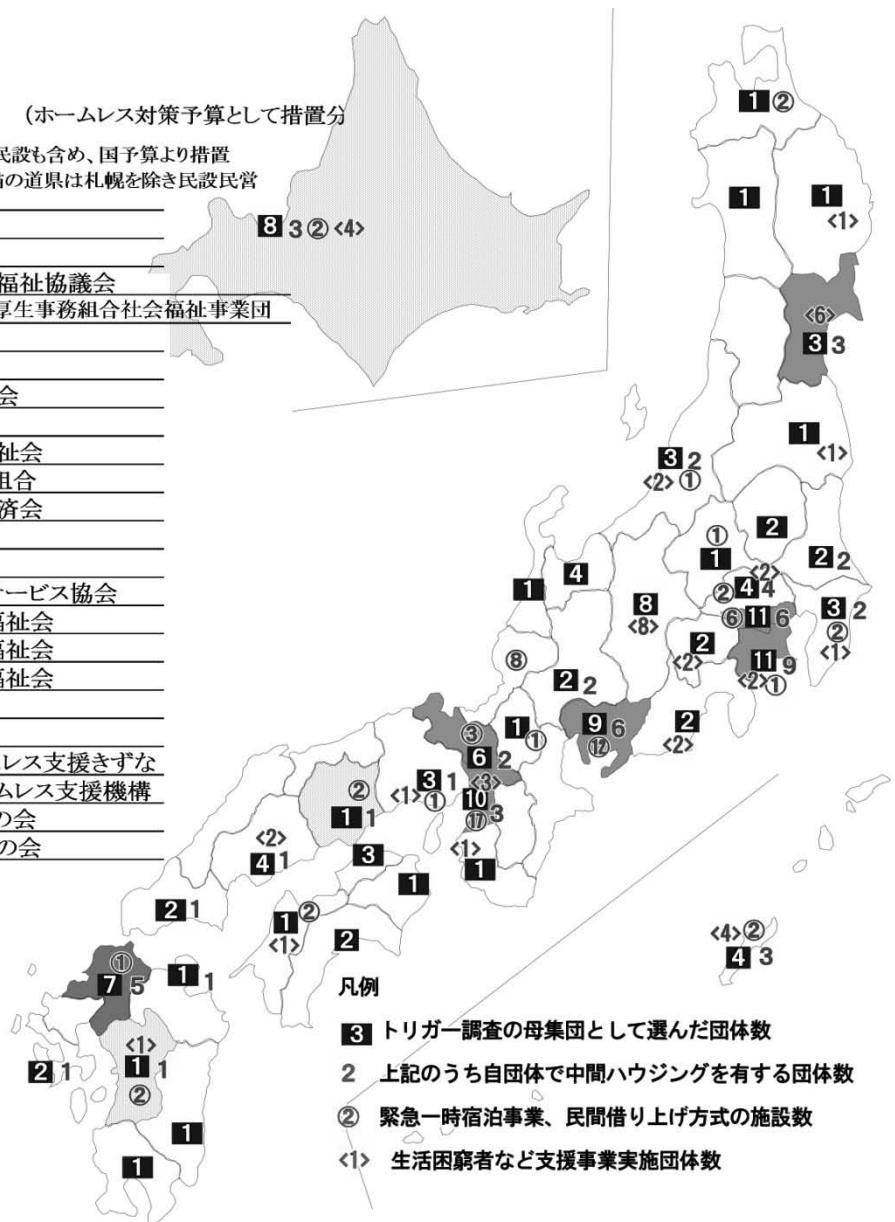
この調査がアプローチした限りにおいて、**図表I-1-1**に描いたように、ホームレス支援のいわゆる老舗の団体を擁する東京（11）、神奈川（11）、大阪（10）、愛知（9）の4都府県で41団体と、31%が集中している。また規模の大きい道県である、北海道（8）、長野（8）がこれに続く。首都圏では、東京、神奈川のほかに埼玉（4）、千葉（3）、関西圏では、京都（6）、兵庫（3）、そして中京圏の岐阜（2）、そして広域地方拠点県の福岡（7）、広島（4）、宮城（3）となっている。それ以外の地方県での団体数の多寡は、それぞれのローカルな事情に依拠しており、富山（4）、沖縄（4）、香川（3）、新潟（3）では3団体以上あるのに比較し、山形、福井、三重、奈良、鳥取、島根、佐賀の7県では、支援団体は今のところつかめていない。

図表I-1-1の全国図では、白抜き数値は、基本的にホームレス支援で行われているアウトリーチの支援、生活保護受給の支援、住宅への移行支援、就労支援、アフターケア支援を行っている団体を示し、その右横の数値は、自団体による中間ハウジングをもとに、ハウジング支援を行っている団体を示している。半数近い59団体が、このハウジング支援を行っているところが、ホームレス支援的一大特徴となる。大都市圏や拠点道県に分布がみられるが、特に首都圏と東海、福岡での立地が多くみられ、関西圏にはそれほど立地していない。

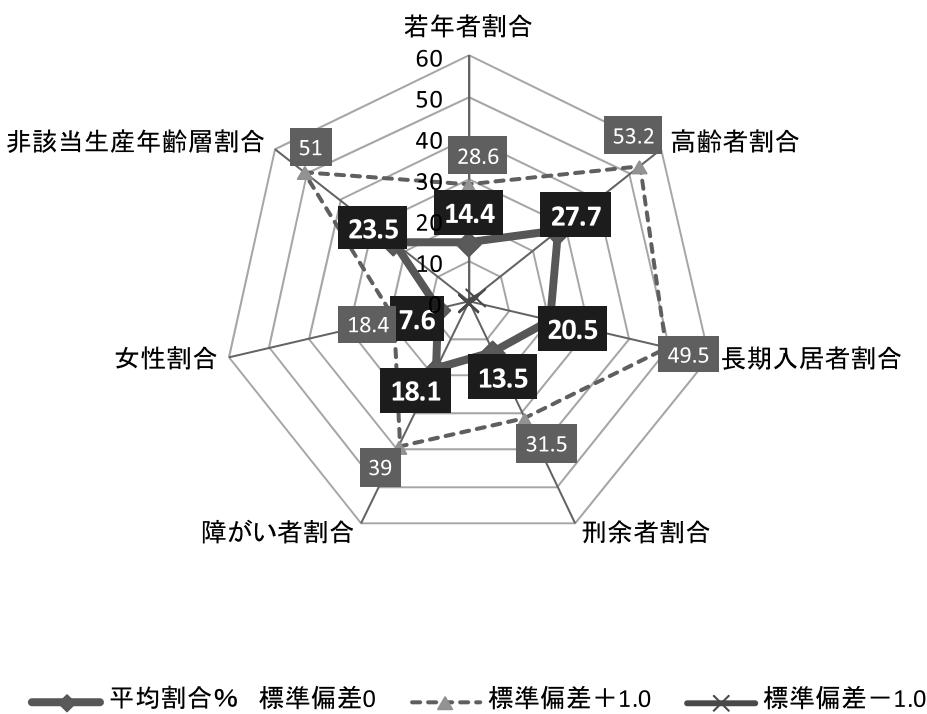
ホームレス自立支援センター (ホームレス対策予算として措置分)

()がない場合は公設民営。札幌を除き民設も含め、国予算より措置
地図では灰色の都府県が公設民営。点描の道県は札幌を除き民設民営

(札幌市単独)	社福	札幌明啓院
仙台1	社福	青葉福祉会
仙台2(閉鎖)	社福	仙台市社会福祉協議会
東京1	社福	特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団
東京2	社福	有隣協会
東京3	社福	有隣協会
東京4	社福	東京援護協会
東京5	社福	新栄会
川崎1	社福	川崎聖風福祉会
川崎2	事業団	やまと企業組合
横浜	社福	神奈川県匡済会
名古屋1	社福	芳龍福祉会
名古屋2	社福	芳龍福祉会
京都	財団	ソーシャルサービス協会
大阪1	社福	みおつくし福祉会
大阪2	社福	みおつくし福祉会
大阪3	社福	みおつくし福祉会
大阪4	社福	自彌館
堺(閉鎖)	社福	みなと寮
岡山(民設民営)	NPO	岡山・ホームレス支援きずな
北九州	NPO	北九州ホームレス支援機構
福岡	NPO	福岡すまいの会
熊本(民設民営)	NPO	くまもと支援の会



図表 I -1-1 本調査の母集団となるホームレス支援団体の分布



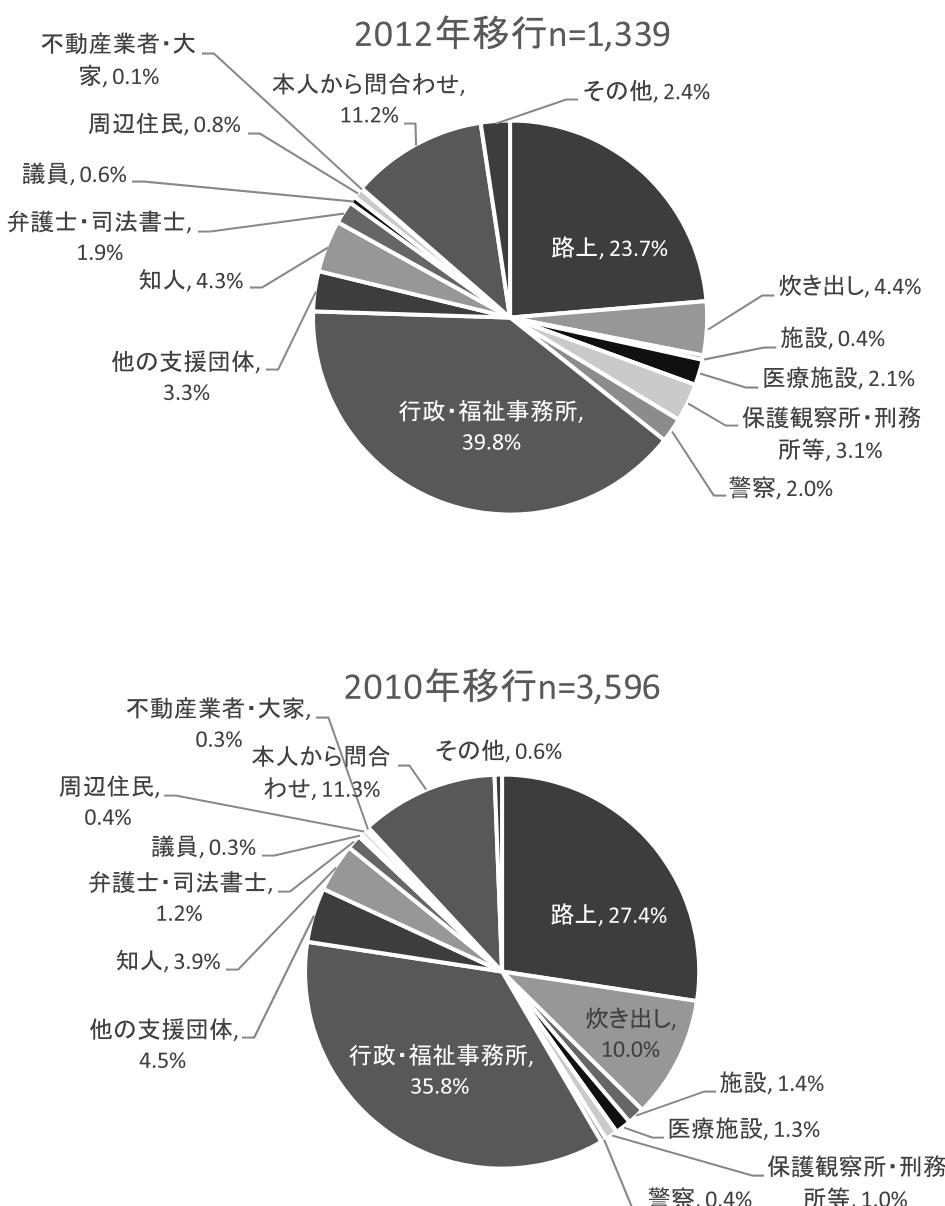
図表 I-2-2 回答団体による被支援者

3) 中間就労を提供する就労支援

ホームレス支援の一つの特質である就労支援について触れておきたい。中間就労の場を提供している団体は 38 団体あり、回答団体のほぼ半数程度が、就労支援を何らかの形で行っている。そのうち、自団体で提供しているのが 33 団体、他団体が提供する中間就労を利用する団体が 19 団体となっている。自団体が提供する中間就労で、最低賃金以上を支払っているケースが最も多く 23 団体、また時給は最低賃金レベル未満であるものの 2000 円以上の所得となるボランティアワーク程度の中間就労を提供しているのが 11 団体、2000 円以下が 9 団体となっている。この就労事業で独立採算となっているのはわずか 2 団体であり、なんらかの助成やボランティアに依存しているのが実情である。

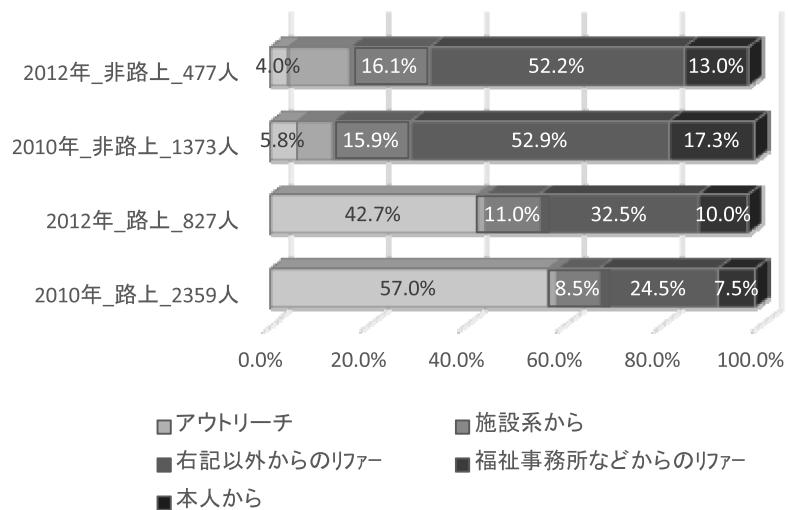
4) アウトリーチ活動の重要性

事業内容の項でも明らかにされているが、ファーストコンタクトにおけるアウトリーチ活動による部分が大きいことが、このホームレス支援の最大の特徴の一つである。本支援の民間N P Oのホームレス支援の被支援者とのファーストコンタクトの経路は**図表 I -2-3** のとおりである。2012年調査=パネル調査では、アウトリーチ（路上+炊き出し）による場合が28.1%（2010年移行調査の値37.4%、以下（ ）内%はこの2010年調査値）であり、本人から支援団体に直接支援を求める経路が11.2%（11.3%）となる。一方で、福祉事務所などの行政機関の窓口から支援団体にリファーで受けた事例が39.8%（35.8%）となっている。2012年と2010年の比較では母集団の規模は異なるが、あえて一般化すれば、アウトリーチの割合が減り、福祉事務所などからのリファーの比率が増えていることが特徴となっている。



図表 I -2-3 ファーストコンタクトの経路の類型

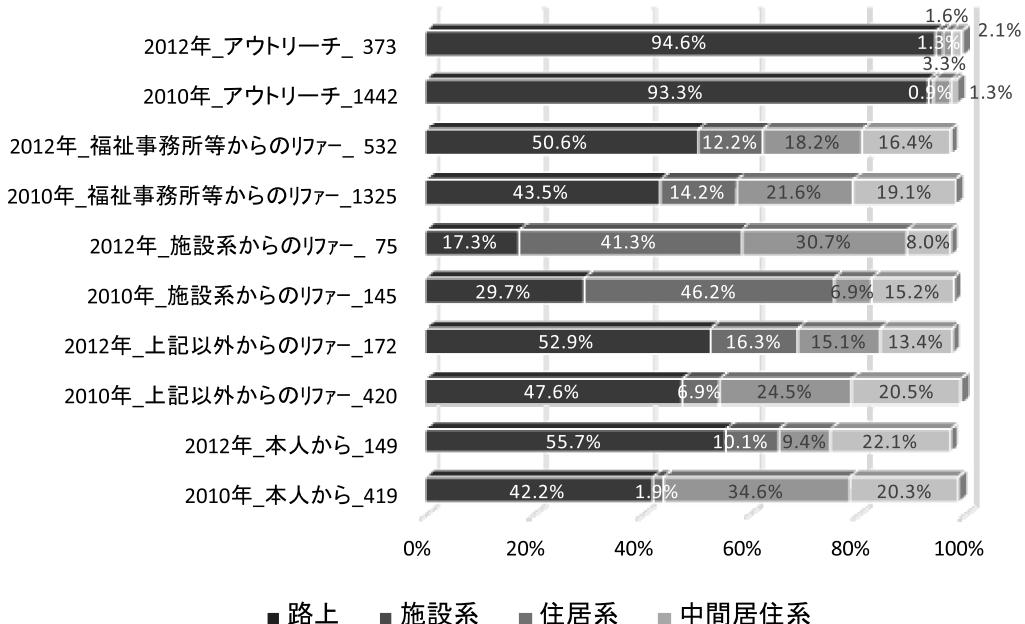
さらに狭義のホームレスと定義する路上生活体験者的人に絞ると、**図表 I-2-4** のように、アウトリークの比率は 42.7 % (57.0%) とかなり高くなる。対照的に、広義のホームレスと定義される**図表 I-2-5** の凡例で記されているところの「中間居住系」、「住居系」「施設系」の人々の、アウトリーク率は 1 割以下となっており、逆に福祉事務所などからのリファーで支援団体に出会った事例が、半数前後を占めることになる。



図表 I-2-4 路上、非路上別のファーストコンタクトの違いの比較

またファーストコンタクト別にみると、**図表 I-2-5** のように、アウトリークの現場で出会う人々の 94.6% (93.3%) は、路上で生活している狭義のホームレス状況の人々であることが判明する。福祉事務所などからのリファーについても、50.6% (43.5%) が路上での生活からの相談ケースである。本人からのケースも含め、ファーストコンタクトの半数近くは、施設系、住居系、中間居住系の広義のホームレス状態にある人からの相談ケースとなっている。

このように窓口の待ちの姿勢のみで支援のスタートを切ろうとしても、なかなか通常の相談事業に乗らないケースが多く出てくるのである。新法でいうところの早期把握であるが、アウトリーク活動、特措法でいうところの総合相談事業の重要性がここで強く指摘できる。



図表 I-2-5 ファーストコンタクト別にみた狭義／広義ホームレスの状況の違いの比較

5) シェルターのハウジングとしての位置づけ

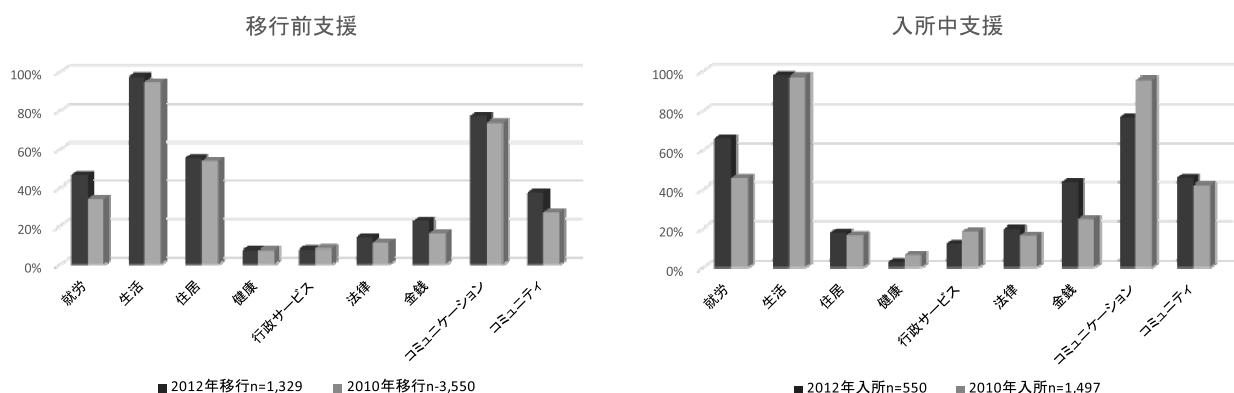
全体的に、こうしたハウジング支援を受けている率であるが、シェルター経験者は 33.0% (23.9%) と、3 分の 1 の被支援者はその利用があり、そして支援団体が提供する中間ハウジングを利用した層は、76.4% (59.7%) に達する。ハウジング支援を受けることは、ホームレス支援のある種デフォルトのようになっている。

またこのハウジング支援での課題をみると、まずシェルターについては、新法でも 3 ヶ月未満の期間で、「一時生活支援事業」として位置づけられている。民間N P Oの場合には、このシェルターにてニーズを発掘し、次の中期的な中間ハウジングにつなぎながら、多くの支援メニューを用意して支援のスタートラインにする、あるいは短期にシェルター卒業後での相談のつながりの起点として資源化される傾向が強い。

特措法枠では、「ホームレス緊急一時宿泊事業」として民間借上げ方式で、2011 年度末では、30 自治体、70 箇所、定員 1,680 人、年間延べ利用者が 6,105 人、で動かしている。40 歳未満で 34.2%、狭義のホームレスが 20.7% という近年のホームレス状況を端的に表しているが、退所の状況については、就労退所が 7.9%、期限到来・無断退所などが 18.1% であり、多くは地域のアパート入居が 35.7%、福祉施設などの入所が 26.5% と、生活保護へのステップ台として今のところは機能している。

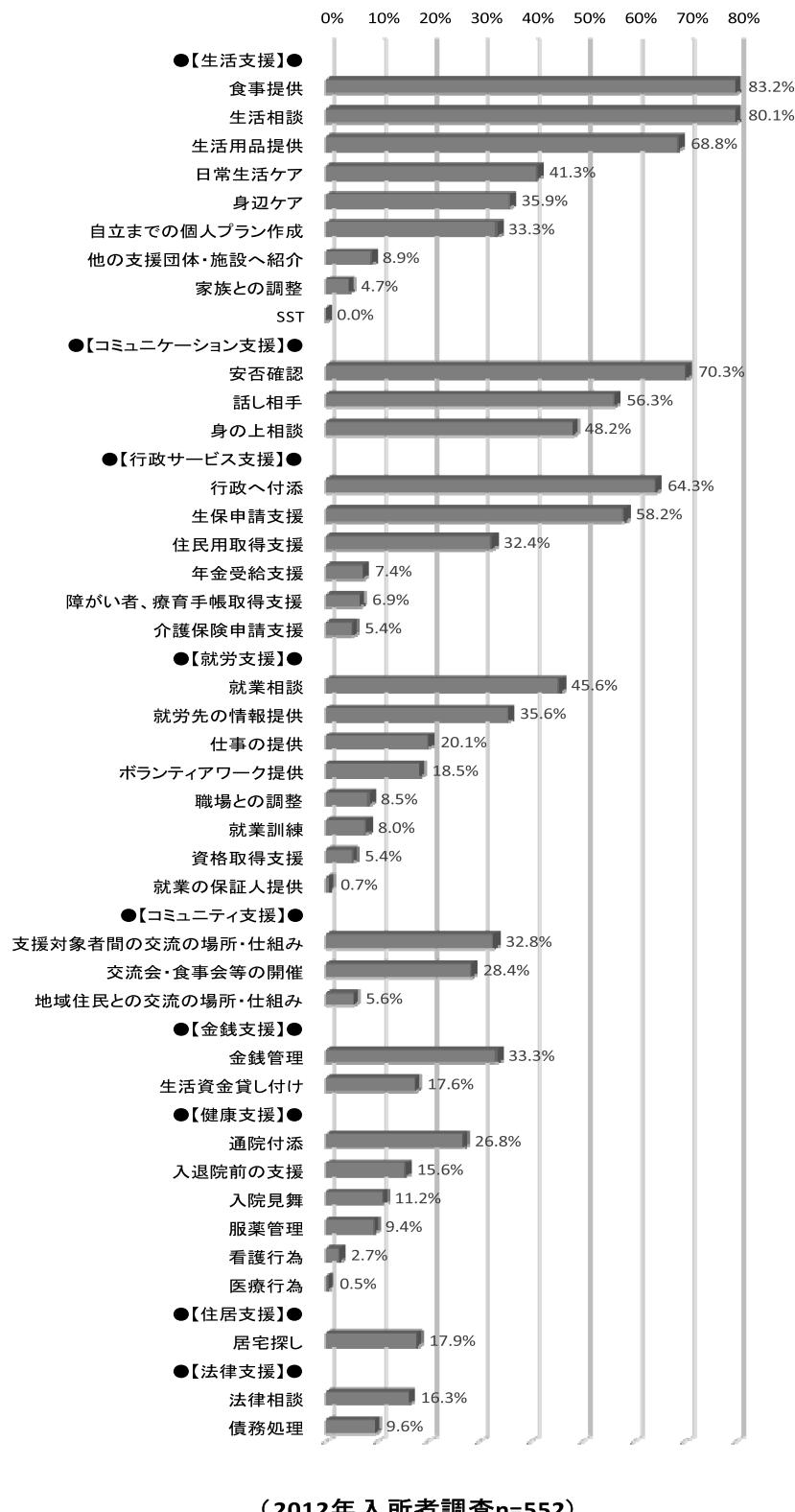
ただこのシェルターだけでもその支援対象者への支援の難易度が高いことがわかる。あるシェルターの利用者分析結果からみると、平均の滞在日数が 41 日であり、出口は全国平均と似ているが、特に若年の教育歴の不十分さ、全般的な疾患の高さ、触法経験の多さなどが指摘され、稼働年齢層であっても就労自立が容易でない実態が浮き彫りにされている（加美嘉文（2013）「緊急一時宿泊事業利用者の実態と貧困対策の課題」、貧困研究会 2013 年 11 月 10 日配布資料）。

より中期的なハウジングを介した支援となる中間ハウジング利用者に対する支援（就労支援、金銭管理など包括的支援メニューを含む）においては、2012 年移行者調査では、平均支援期間 12.0 ヶ月 (9.4 ヶ月) の間に、9.3 メニュー (8.3 メニュー) が提供されていた。2012 年調査=パネル調査の入所者調査からは、図表 I -2-6 のように、左右のグラフを見比べれば、中間ハウジングの入所中支援において、就労支援や、金銭支援がより強化されている状況が見て取れ、中間ハウジング支援の多様な実態をうかがうことができる。



図表 I -2-6 支援期間中、入所期間中の支援メニューの状況

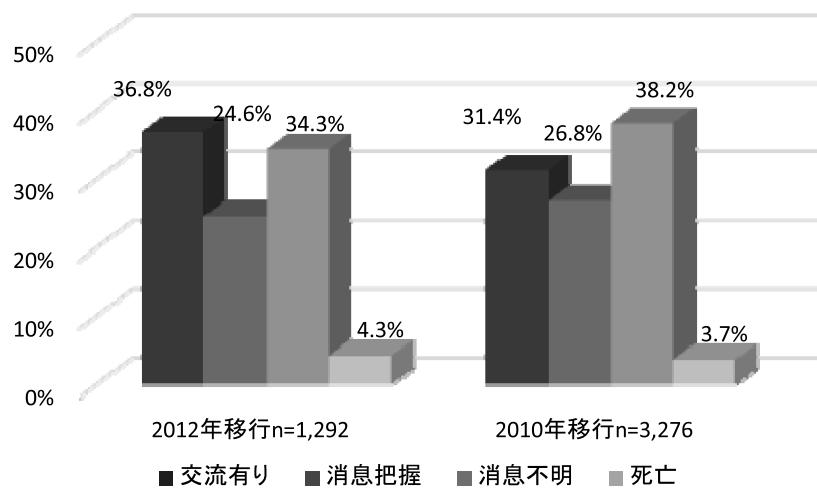
難易度の高い「自立までの個人プラン作成」についても 33.3%の実施率が 2012 年入所者調査でうかがうことができ、**図表 I -2-7** に見られるようなまさしく総合的、かつ包括的でまた専門性も必要とする生活支援が行われている。



図表 I -2-7 中間ハウジング入所者への支援メニュー

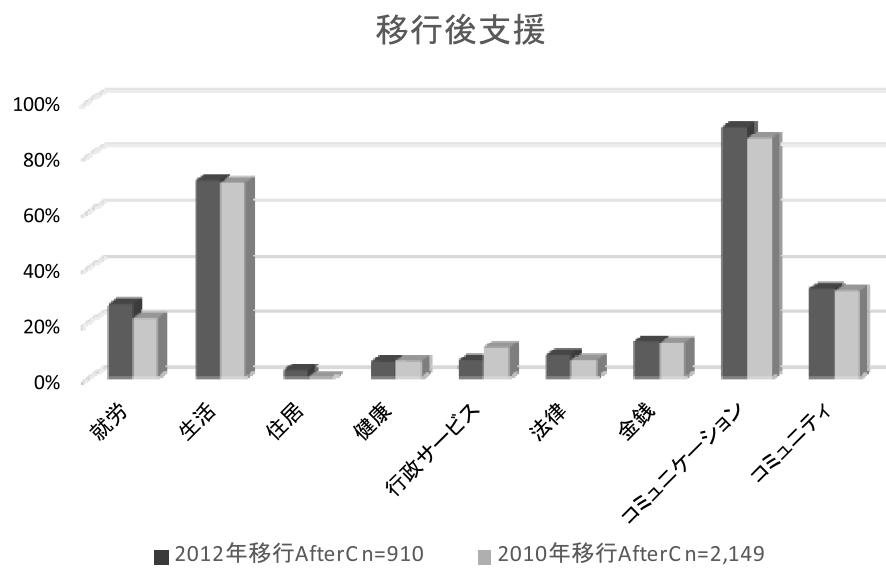
6) アフターケアと就労支援

同じ 2012 年調査の移行者調査では、地域生活などへの移行者について、交流をもちながら支援を続けている事例が**図表 I -2-8** のように 36.8% (31.4%)、消息を把握している事例が 24.6% (26.8%) となり、支援メニュー数も 3.9 メニュー (3.3 メニュー) となっている。



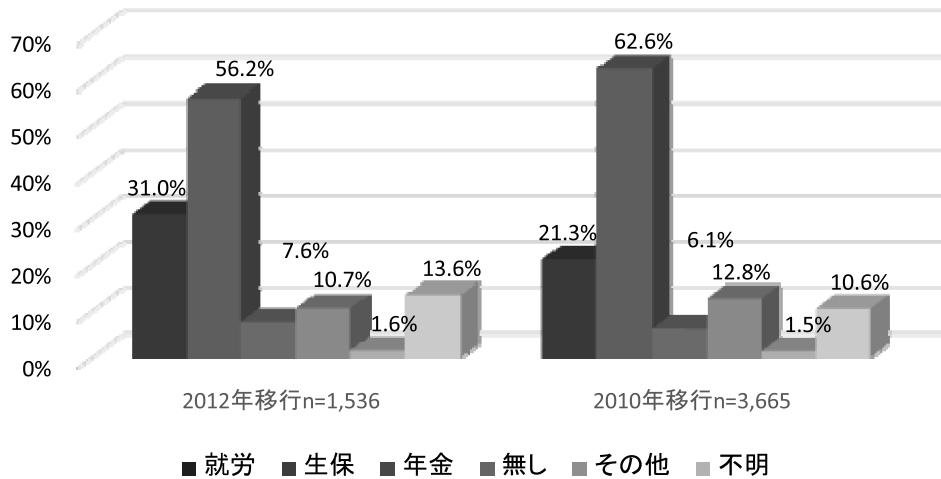
図表 I -2-8 移行後の消息の状況

また支援メニューの内容の変化については、支援期間中との対比も可能な**図表 I -2-9**（**図表 I -2-6** と対比）より、その支援の特徴をうかがうことができる。



図表 I -2-9 移行後(アフターケア)の支援メニューの状況

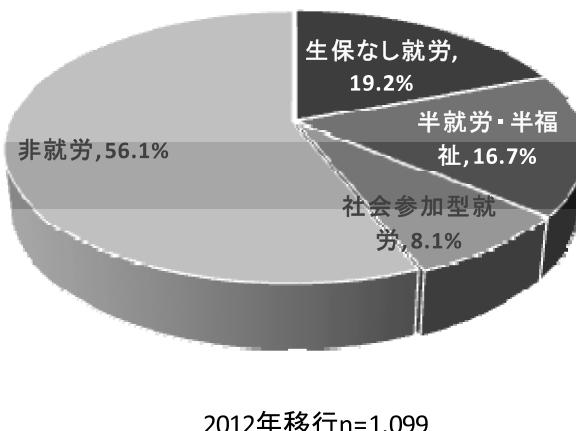
またこのような地域生活への移行段階において、就労のファクターがどれだけ効いているかであるが、重複利用も含み、**図表 I -2-10** のように、生活保護利用が 56.2% (62.6%)、年金利用が 7.6% (6.1%) に対して、何らかの就労に基づいた収入を得ているのが 31.0% (21.3%) に達している。また移行後の就労継続期間も、2012 年移行者調査では、16.1% (11.4%) の人が、半年以上の雇用の継続が見られている。



図表 I -2-10 移行時点での収入源

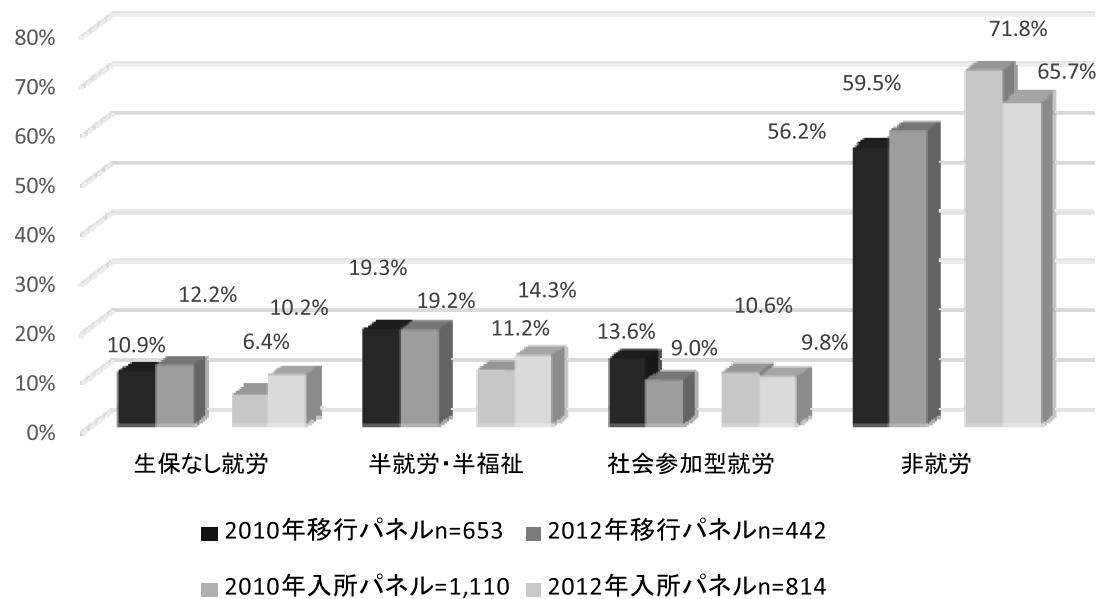
さらに独自の分類で組み合わせを重視した就労区分を導入したのが**図表 I -2-11** であり、「生保なし就労」が 19.2%、「半就労・半福祉」が 16.7%、そして社会参加型就労が 8.1%、非就労は 56.1% という数値を得ている。

民間N P Oのホームレス支援の就労支援に関わる一つの到達点として、半就労・半福祉や社会参加型就労の実現と維持を指摘しておきたい。フル就労になかなか到達できない状況の中で、中間的就労が新法でも謳われている中で、訓練型や雇用型の中間就労の実践を、新法でどのように実現するかが、ある意味問われているといえよう。



図表 I -2-11 移行時の収入源の組合せ状況

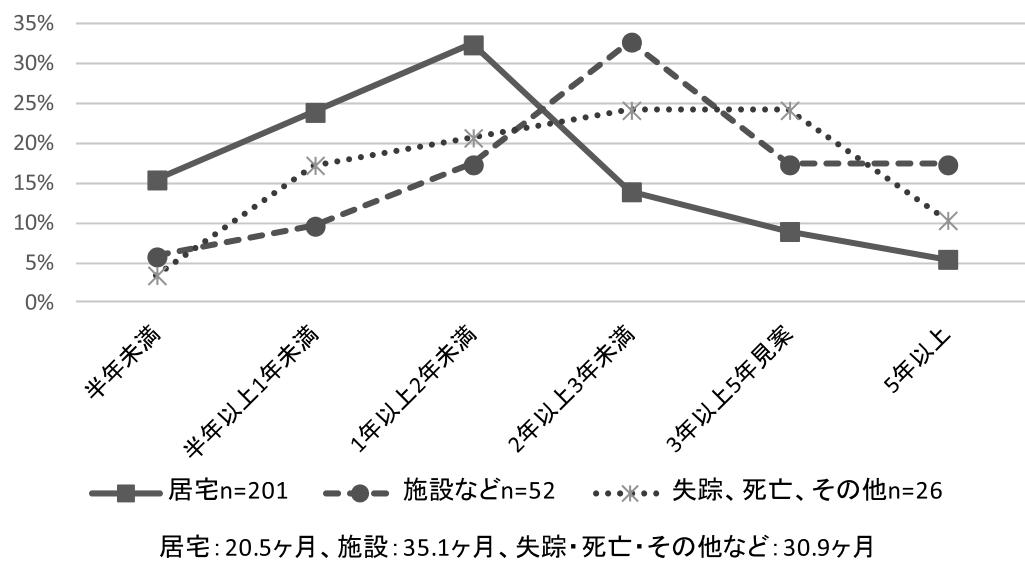
図表 I -2-12 は、2010 年調査対象者の 2 年後をみたパネル調査の結果から得たものであるが、ホームレス支援団体の継続支援の就労に対する効果を見たものである。公的セクターのホームレス自立支援が現時点において、フル就労をゴールとし、施設卒業後のアフターケアにはまだ十分な力を割けない中で、継続支援をひとつの主眼とする民間セクターでは、就労のありかたにいわゆるステップアップ、ステップ維持、ステップダウンがあるものの、非就労ではない形での就労の導入に努力を尽くしている数値が出ていているといえる。



図表 I -2-12 パネル調査からみた継続支援の効果

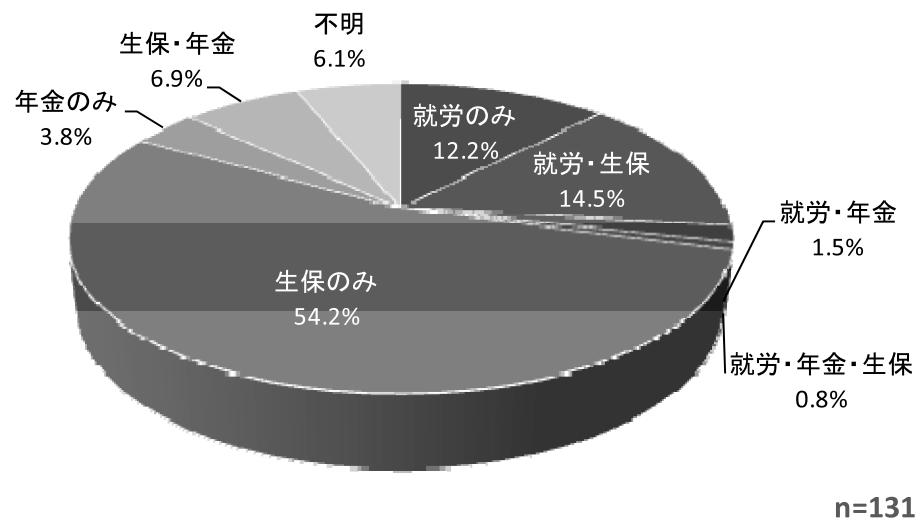
7) 中間ハウジングの終の棲家化

本調査では、2010年調査における入所者への2012年のパネル調査で、この問題の数値的な分析を通じてかなりのことが明らかになった。まずこの間に退所した人の平均入所期間は図表I-2-13のように、地域のアパートなどへの移行者で20.5ヶ月、施設などには35.1ヶ月、失踪、死亡などは30.9ヶ月、平均24.2ヶ月と大変長くなっていることである。



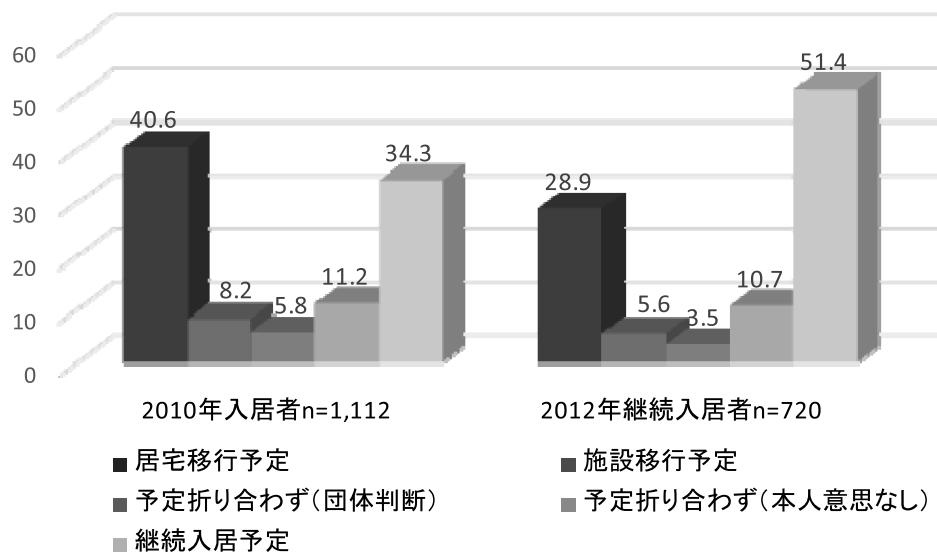
図表I-2-13 退所類型別の平均入所期間

収入については、**図表 I -2-14** のように、就労のみは 12.2%、就労と生活保護や年金などの組み合わせで 16.8%、生活保護のみが 54.2%、年金や年金・生活保護などの組み合わせで 10.7% と、多様な収入の組み合わせが生み出されている。



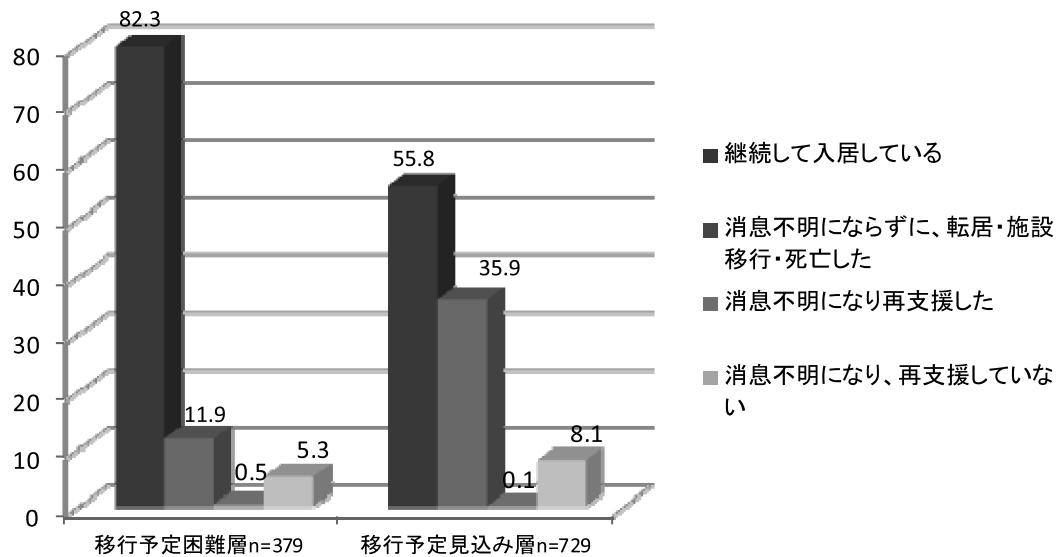
図表 I -2-14 退所後の収入の組み合わせ

一方、終の棲家化については、このパネル調査では、本人と支援団体の移行見込みの有無を調査している。**図表 I -2-15** で明らかのように、2010 年と 2012 年を比較して、居宅移行予定が両者とも一致している事例が 40.6% から、2 年後には 28.9% に下がっている。施設移行は、本来退所後に利用可能であるべき資源であるが、実際には 8.2%、そして 2 年後には 5.6%、そして問題となる継続入居については、2010 年には 34.3% から、2 年後には 51.4% までに増加している。両者の意向予定が折り合わない事例は、2010 年で 17.0%、2 年後で 14.2% である。



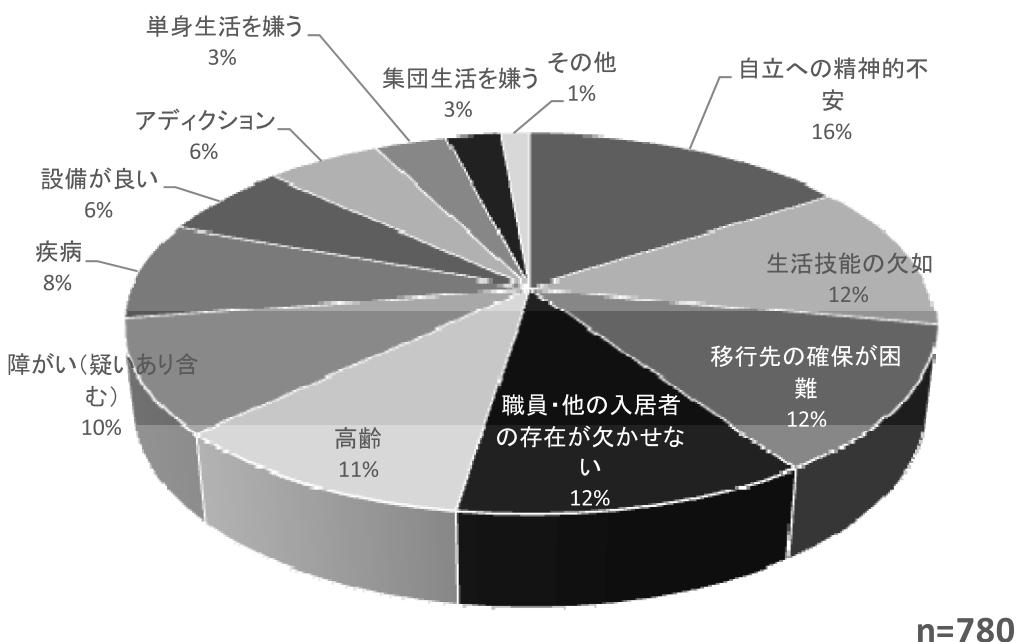
図表 I -2-15 退所、継続入所の実態

また、**図表 I-2-16** のとおり、2010 年時点での入所者で退所という移行が困難な層が 2 年後どうなっているかを見たものであるが、82.3%はそのまま入所し、移行が見込まれた層では、それでも 55.8%が引き続き入居し、35.9%が移行している状況である。



図表 I-2-16 2 年後の入居者の動向

なぜ移行できないかの理由は、**図表 I-2-17** のとおりである。移行できないと思われる最大の要因である、「自立への精神的不安」は、孤立や孤独の問題とも関係することである。障害の率なども高くなってしまっており、中間ハウジング側としては、長期化への対応は難題となっている。そもそもこうした層を受けるべき第 1 種の社会福祉施設に出口がほとんどないことも数字から明らかになった。



図表 I-2-17 移行できない理由

次章ではこうした 2010 年、2012 年調査の蓄積を踏まえ、この一連の調査で対象となった人を支援団体のほうでさらに絞り込んでもらった 127 事例を対象としたトリガー要因調査の分析結果を紹介する。

Ⅱ. ホームレス状態にいたる要因(トリガー)の分析

1. 調査設計

ここでは、本事業で実施する調査（以下、トリガー調査と呼称する）の設計について触れておく。なお設計にあたり、特定非営利活動法人自殺対策支援センター・ライフリンクが実施している「自殺実態調査」を大いに参考にしたことをお断りしておく²。

1) 目的

狭義および広義のホームレス状態に至った者が、ホームレス状態に至るまでに、自身や生活環境上、どのような要因をもっていたのかを把握することで、ホームレス化の予防やその後の支援において有効な手段を探ることを本調査の目的とする。

2) 調査対象者

一般社団法人インクルーシブ・シティネットが 2012 年度に実施した「生活困窮者支援の持続可能性とその効果を測定するパネル調査」の調査実施を受けた者（サンプル）を対象としている。その中で、ホームレス状態を脱し居宅生活に移行した者を対象とした調査（移行者調査）の実施を受けた者のうち 2012 年 10 月時点で団体との関係が継続している者と、無料低額宿泊所などのホームレス支援団体が運営する施設で生活している者を対象とした調査（入居者調査）の実施を受けた者全数から、127 人を抽出した（以下、調査対象者と呼ぶ）。なお調査対象者の抽出にあたっては、調査の精度を高めるため、支援対象者のケース記録が整備されているホームレス支援団体で支援を受けた者をリストアップしたのち、当該団体職員が指定する者を調査対象とした。団体職員の記憶の鮮明さを部分的に反映した標本となっているため、女性や多くの困難を持つ者などに標本が偏った可能性があることを付記しておく。

3) 調査手法

調査対象者について調査対象者を支援したホームレス支援団体職員へのインタビュー調査を実施した。

4) 調査項目

調査項目は大きく 2 つに分類される。ひとつはホームレス状態に至るまでに起こった自身や生活環境上の要因（以下、トリガー要因と呼ぶ）である。もうひとつはその要因が発生した時期区分である。時期区分のカテゴリーは、「①中卒時まで、②中卒後 19 歳時まで、③20 歳時から 39 歳時まで、④40 歳時から 64 歳時まで、⑤65 歳時から」の 5 つであり、トリガー要因ごとに指定することとした。なお、トリガー要因は発生順に並べて 1 から順に順位づけしてある（以下、登場順位と呼ぶ）。加えて、2012 年度に実施した「生活困窮者支援の持続可能性とその効果を測定するパネル調査」のデータとの紐付けが可能であり、詳細な属性や支援内容との関係性を見ることも可能である。

² 特定非営利活動法人自殺対策支援センター・ライフリンク「自殺実態調査」
(<http://www.lifelink.or.jp/hp/research.html>) 2014 年 3 月 26 日最終閲覧

5) 分析上の用語の定義

分析上、以下の 4 つの用語が頻出するため、ここで説明しておく。「登場回数」は分析対象とする支援対象者総数に対して当該トリガー要因を持つ者の数である。つまりは、トリガー要因が何回登場したかということである。「登場割合」は、登場回数を分析対象とする支援対象者総数で除した割合である。

「登場回数ランキング」はトリガー要因の登場回数が大きいものから順に並べて 1 から順に番号を付した順位である。「平均登場順位」は分析対象とする支援対象者の各トリガー要因の登場順位の合計を、当該トリガー要因を持つ者の数で除したものであり、当該トリガー要因が平均して何番目に登場するかを表したものである。

6) トリガー要因について

トリガー要因は価値中立的なものであり、それをもって直ちにホームレス状態に代表される社会的に困難を伴うといったものではないことをお断りしておく。なお各トリガー要因は小分類と複数の小分類からなる大分類によって区分される。各トリガー要因の内容は、**図表 II-1-1** を参照してほしい。

トリガー調査では過去に生活保護を受けた経験の「あった」者は、27.8%であった。生活保護を受けた経験のある者は、移行者調査では23.9%、入居者調査では33.2%であった。

	トリガー調査		2012年移行者調査		2012年入居者調査	
	度数	有効%	度数	有効%	度数	有効%
有り	35	27.8	112	23.9	183	33.2
無し	88	69.8	335	71.4	326	59.1
不明	3	2.4	22	4.7	43	7.8
合計	126	100.0	469	100.0	552	100.0

図表 II-2-4 過去の生保歴

トリガー調査では路上生活をした経験の「あった」者は72.4%であった。トリガー調査では、移行者調査の55.3%、入居者調査の51.6%よりかなり高い割合となった。

	トリガー調査		2012年移行者調査		2012年入居者調査	
	度数	有効%	度数	有効%	度数	有効%
有り	92	72.4	257	55.3	280	51.6
無し	35	27.6	177	38.1	201	37.0
不明	-	-	31	6.7	62	11.4
合計	127	100.0	465	100.0	543	100.0

図表 II-2-5 過去の野宿歴

トリガー調査では支援前に健康保険があった者は30.4%で、移行者調査の21.5%、入居者調査の13.8%よりかなり高くなった。

	トリガー調査		2012年移行者調査		2012年入居者調査	
	度数	有効%	度数	有効%	度数	有効%
有り	38	30.4	100	21.5	75	13.8
無し	80	64.0	322	69.1	363	66.9
不明	7	5.6	44	9.4	105	19.3
合計	125	100.0	466	100.0	543	100.0

図表 II-2-6 支援前の健康保険

トリガー調査では支援前に借金が「あった」者は44.8%で、移行者調査の36.5%、入居者調査の24.8%より高かった。

	トリガー調査		2012年移行者調査		2012年入居者調査	
	度数	有効%	度数	有効%	度数	有効%
有り	56	44.8	170	36.5	135	24.8
無し	62	49.6	234	50.2	343	62.9
不明	7	5.6	62	13.3	67	12.3
合計	125	100.0	466	100.0	545	100.0

図表 II-2-7 支援前の借金

トリガー調査では支援開始前および後に精神障害者手帳を取得した者の割合は 3.2%で、移行者調査では 2.2%、入居者調査では 2.8%であった。また精神障害の「疑いあり」の者の割合は、トリガー調査で 19.8%、移行者調査で 19.4%、入居者調査で 11.3%であった。

	トリガー調査		2012 年移行者調査		2012 年入居者調査	
	度数	有効%	度数	有効%	度数	有効%
支援開始前に手帳取得	1	0.8	5	1.1	2	0.4
疑いあり	25	19.8	91	19.4	62	11.3
支援開始後に手帳取得	3	2.4	5	1.1	13	2.4
無し	97	77.0	368	78.5	472	86.0
合計	126	100.0	469	100.0	549	100.0

図表 II-2-8 精神障害

支援開始前に療育手帳(知的障害)を取得していた者の割合はトリガー調査 7.9%、移行者調査 7.0%、入居者調査 3.6%であった。また知的障害の「疑いあり」の者の割合は、トリガー調査 10.2%、移行者調査 14.7%、入居者調査 7.3%であった。

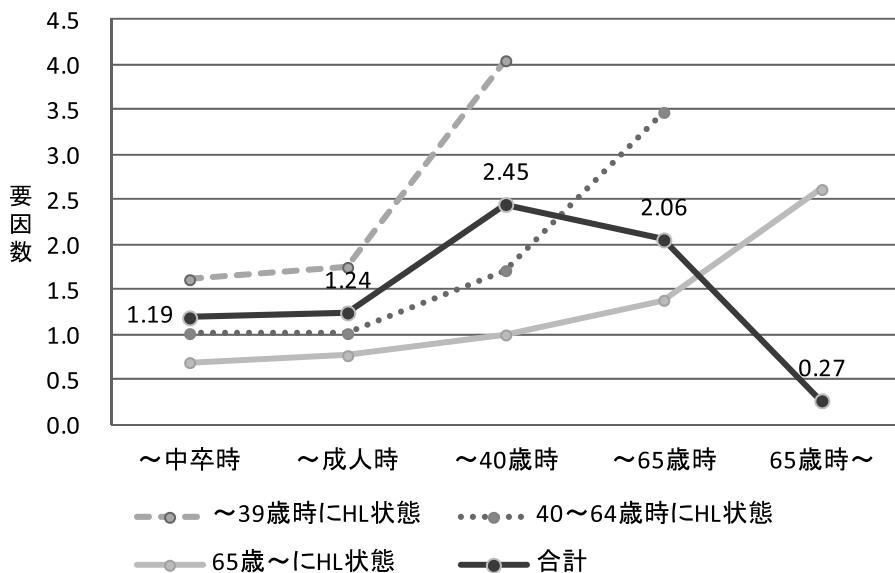
	トリガー調査		2012 年移行者調査		2012 年入居者調査	
	度数	%	度数	有効%	度数	有効%
支援開始前に手帳取得	1	0.8	11	2.3	3	0.5
疑いあり	13	10.2	69	14.7	40	7.3
支援開始後に手帳取得	9	7.1	22	4.7	17	3.1
無し	104	81.9	368	78.3	486	89.0
合計	127	100.0	470	100.0	546	100.0

図表 II-2-9 知的障害

身体障害者手帳を取得していた者の割合は、トリガー調査 6.4%、移行者調査 3.4%、入居者調査 4.1%であった。また、身体障害の「疑いあり」の者の割合は、トリガー調査 1.6%、移行者調査 2.6%、入居者調査 3.3%であった。

	トリガー調査		2012 年移行者調査		2012 年入居者調査	
	度数	有効%	度数	有効%	度数	有効%
支援開始前に手帳取得	3	2.4	9	1.9	15	2.8
疑いあり	2	1.6	12	2.6	18	3.3
支援開始後に手帳取得	5	4.0	7	1.5	7	1.3
無し	116	92.1	441	94.0	505	92.7
合計	126	100.0	469	100.0	545	100.0

図表 II-2-10 身体障害



図表 II-3-2 ホームレス状態となった年齢階級別の年齢階級別トリガー要因数

図表 II-3-3 は、個々の事例 127 ケースにおけるトリガー要因を大分類毎に集計し、平均登場順位の順に並べたものである。それぞれ個別の小分類トリガー要因別に示したのが図表 II-3-5 である。この小分類と大分類の対照は、図表 II-1-1 トリガー要因の説明に記しているとおりである。

トリガー要因: 大分類および小分類: 全 127 ケースの分析

図表 II-3-3 の説明に関しては、健康や雇用といった各大分類要因の登場割合および平均登場順位を図表 II-3-4 のグラフに示した。縦軸の下から上にかけて時間軸があり、全例 (100%) が最終的(登場順位が高くて) にホームレス状態(広義および狭義) に至る。平均登場順位が小さい要因は比較的若年の段階で平均的に発生していること(ただし、登場した場合) を示し、登場割合が高い要因は多くの者において発生していることを示す。

登場の早い順にみていくと、まず総じて学歴に関わる大分類「学校」が現れ、その「平均登場割合」は 89.0% と多く現れている。本調査では大学進学以外の学歴を全てトリガー要因として含めているため、学歴要因が若年に多いのは当然である。大分類「学校」の中の小分類要因として「中卒」が 29.9%、「不登校」が 4.7%、「高校中退(全日制)」が 7.1% に認められ、社会的に不利に働くと予想される学歴の者が一定数存在していると分かる。

その次に大分類「障害」が現れ、割合は 49.6% と半数近くになっている。小分類でうちわけをみると、「知的障害」および「知的障害疑い」の登場割合がそれぞれ 4.7%、13.4% であり、「身体障害」および「身体障害疑い」がそれぞれ 1.6%、3.9% であり、「精神障害(統合失調症もしくは発達障害)」は 0% であったが、「精神障害疑い(統合失調症)」および「精神障害疑い(発達障害)」がそれぞれ 4.7%、6.3% であった。これらの障害はほとんどが成人時までの時期に認知されており、人生早期からの不利がホームレス状態につながっていることを想起させる。一方、大分類「障害」のなかでもアディクションに関しては比較的人生の後半になって問題として認知されるようである。例えば、「ギャンブル依存」が 9.4% に認められたが、その 92% は成人時以降 64 歳までの間に発生している。こういった時期の相違は当然の結果ではあるが、将来の詳細な検討においては「先天性の障害」と「アディクション」は分離して考える必

要があることを示唆した。

続いて割合が 8.7%と少ない大分類「その他」（この分類の割合は少ないが、例えば、小分類「犯罪被害」がホームレス状態という生活困窮状態につながることを示した貴重な事例を提示している。）をはさんで大分類「家庭」が 74.0%と高い登場割合で現れる。小分類でうちわけを確認すると、「離婚（初回）」および「離婚（複数回）」の登場割合がそれぞれ 30.7%、6.3%であり、「家族間の不和（夫婦）」が 3.9%、「DV 被害（夫婦・内縁関係）」が 3.1%であり、夫婦・内縁関係のもつれが将来のホームレス状態へとつながる事例を提示している。世の中で比較的多く認められている離婚がすべてホームレス状態に結びつくわけではないため、重層した困難のひとつとして離婚等の家族の要因が考えられる。さらに「親の不仲・離婚」が 14.2%、「家族間の不和（親子）」が 8.7%、「親との死別（自殺+その他）」が 11.0%、「中学卒業期までの経済的困窮」が 10.2%、「児童施設等への入所」が 3.9%であり、親子関係がうまくいかないことが、人生の早期から認められている者が多くいると分かった。

そして大分類「健康」の 34.6%が比較的少ない割合で続く。この大分類からは時期とすると比較的に高齢よりとなってくると考えられたが、小分類で時期を確認すると「身体疾患」の約 50%が 40 歳までに起きていることが分かった。本調査における分類では「健康」と「障害」を分けている。しかし、本来有する性質は両者共通部分もあり、両方を合わせて考えると、「健康・障害」の与える影響は小さいとは考えられない。ただし、誰でも病気になる可能性はあり、それがホームレス状態と結びつくかどうかということは別問題かもしれない。事例検討等により慎重な考察が求められる。

平均登場順位 4.5、大分類「雇用」がほぼ全ケースに関わる 94.5%で現れる。小分類で「不安定就労（非正規雇用・日雇い等）」が 78.0%、「失業（次の仕事が伴わないもの）」が 49.6%、「長期失業状態（1 年以上）」も 5.5%で認められた。雇用されることはずなわち「社会とのつながりがある状況」であり、雇用はホームレス状態ではないことに直結していると考えられる。よって雇用が失われること、すなわち「失業」がホームレス状態に強く関連していることは当然だとも言える。むしろ、「失業」は仕事をしていた者がホームレス状態に陥る場合に必ず発生する要因であり、失業者が全員ホームレス状態になるわけではないが、本調査においてはトリガー要因というよりも結果であり、本対象者全員が行きつくるところの「ホームレス状態」とほとんど等しい状態と言えるかもしれない。また、登場割合 78%と多くに認められた「不安定就労」は「失業」そして「ホームレス状態」へ至る途中経路として示されているのかもしれない。

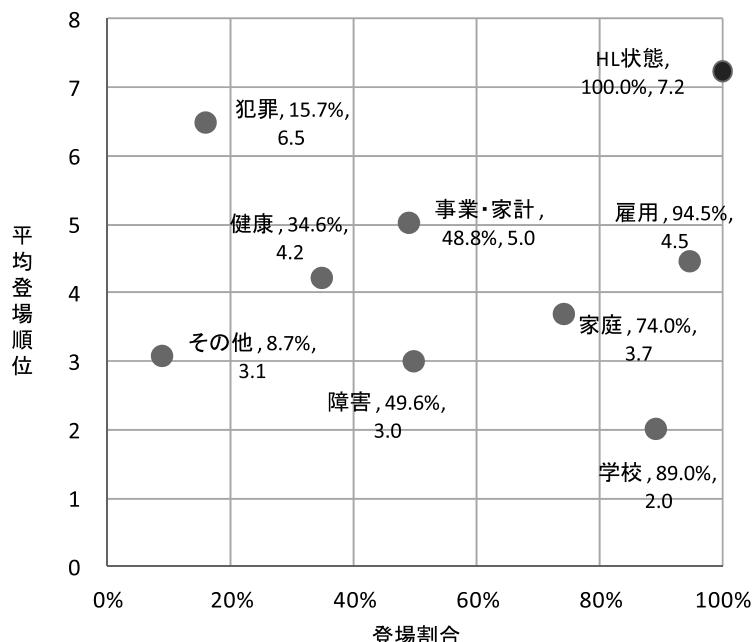
登場順位の順番でみていくと次が 7 番目の大分類「事業・家計」であり、半数近くの 48.8%に認められた。小分類でうちわけをみると、「事業不振・倒産・廃業」が 7.9%、「負債（金融機関からの多重債務）」が 19.7%、「負債（金融機関からの単一債務：住宅ローンは除く）」が 11.8%、「負債（友人等その他の債務）」が 8.7%、「生活保護歴」が 14.2%であり、多くは負債であった。時期をみると成人時点までにこれらの要因が出現することは非常にまれであり、ホームレス状態に至るまでの後半において発生している。これまでにみてきた要因との関連で考えると、例えば、ギャンブル依存の者は負債を抱えやすいかもしれない。それで悪循環に陥り、ホームレス状態へとつながるのかもしれない（Ⅲ章の事例参照）。こういった関連を考慮すると、「負債」は「雇用」と同様にトリガー要因というよりも結果と言えるのかもしれない。

大分類「犯罪」が平均登場順位がもっとも遅く、登場割合 15.7%で出現する。事例等にて確認できるが、ホームレス状態に陥る直前に発生する場合が多く認められた。小分類での内訳では、「収監無しの触法（初回）」が 11.0%、「収監（初回）」が 11.0%、「収監無しの触法（累犯）」が 4.7%、「収監（累犯）」が 3.1%で認められた。

これまでの結果を総じて解釈を加えてみたい。平均して早い時期に登場する割合の多い要因は大分類「学校」「障害」「家庭」「健康」であり、その後に大分類「雇用」「事業・家計」が続く。時間軸も考慮した因果推論的に考察すれば、前半の要因がいわゆるトリガー要因の集合であり、後半の要因はトリガーワーク要因というよりは結果なのかもしれない。よって、平均的な全体像は、「人生の早期に学校、障害・健康、家庭の問題が多くの場合に重層して発生し、その後に不安定就労、失業、さらには負債を抱えることとなり、一部の者は犯罪行為に及んでしまい、最終的にホームレス状態となる」というものである。さて、ホームレス状態となるトリガー要因は何か？この質問への回答は容易ではない。この一つの要因がトリガーワーク要因だとは単純には決められない。ただし、重層した不利な状況が、特に人生の早期から認められる事例が多いようである。ここで本調査の結論からくる政策への提言を出すのは時期尚早であるが、「すべての人に人生の早期からのハンディキャップを背負わせないような社会にしていくことがホームレス状態を予防する有効な対策ではないだろうか」と考えられた。この見解は、社会の健康格差を縮小させるために提唱された手段（Marmot Review, 2010）³とも一致している。

大分類No.	大分類	127事例中の登場回数	127事例中の登場割合	登場回数ランク	平均登場順位
100	健康	44	34.6%	7	4.23
200	障害	63	49.6%	5	3.01
300	事業・家計	62	48.8%	6	5.04
400	家庭	94	74.0%	4	3.70
500	雇用	120	94.5%	2	4.47
600	学校	113	89.0%	3	2.02
700	犯罪	20	15.7%	8	6.50
800	その他	11	8.7%	9	3.09
900	HL状態	127	100.0%	1	7.24

図表 II-3-3 大分類合計



図表 II-3-4 平均登場順位と登場割合

³ Fair society, healthy lives: strategic review of health inequalities in England post-2010. London, Marmot Review, 2010.

ここからは全 127 ケースを層別化して分析した結果を提示していく。全体像との相違が大きい部分に注目し記述する。

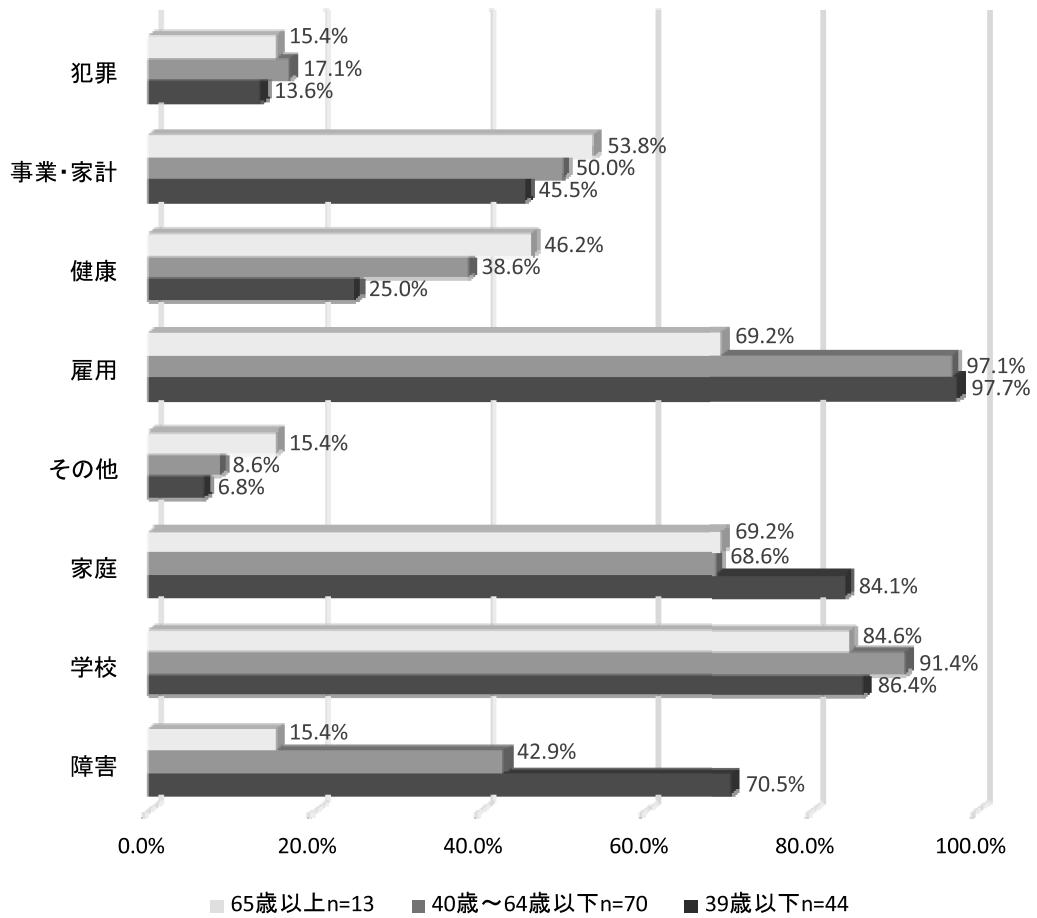
2) 年齢区分×大分類要因別の分析

ホームレス状態となった年齢階級別にみると、大分類「障害」の登場割合、平均登場順位が年齢階級によって大きく異なっていることが分かった。39 歳時点までにホームレス状態となった者(若年層)では大分類「障害」が 70.5%に認められ、登場順位も早かった。40~64 歳の時期にホームレス状態となった者(中年層)では、「障害」は 42.9%であり、65 歳以降にホームレス状態となった者(高齢層)では「障害」は 15.4%であり、登場順位が遅くなっている。小分類で内訳をみると(図表 II-3-10 から 12)、若年層では「障害」のなかでも「アディクション」というよりも「知的障害」や「精神障害」が多く、しかも発生した時期が「生まれてから中卒時点まで」の人生の早期に認められている割合が高い。それに対して、中年層では相対的に「アルコール依存」などの「アディクション」の割合が高くなっている。高齢層は図表 II-3-1 に示されているように対象者数が 13 ケースと非常に少ないため、量的解析の解釈は慎重に実施する必要がある。大分類「障害」について高齢層では 2 事例(15%)に認められたが、やはり数が少ないと特に小分類での解釈は困難である。

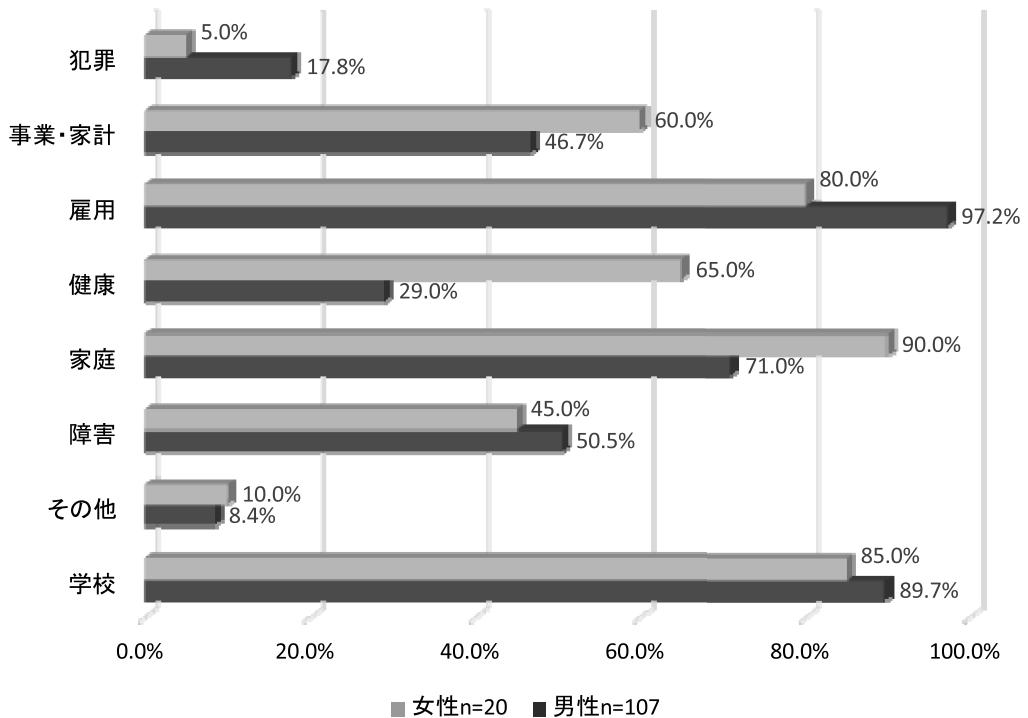
また、大分類「健康」の登場割合、平均登場順位が年齢階級によって異なっていることが分かった。若年層では大分類「健康」が 25.0%に認められ、登場順位は遅かった。中年層では「健康」は 38.6%であり、高齢層では「健康」は 46%であり、登場順位が早くなっている。大分類でのこうした違いは、小分類で内訳をみると原因が明らかになった。高齢層には女性の事例が多く含まれていたようで、小分類「出産」という項目が大分類「健康」に含まれていることが影響していると分かった。本調査では基本的に不利に働くと考えられる要因を調査項目として含めるように設計されたが、「出産」は有利に働く場合もあり、評価の難しい要因である。本調査での女性の分布がこの要因の分布と関連しており、女性の分布を調査設計上統制できないため、大分類「健康」の解釈を難しくしている。こういった点の解釈については将来の詳細な分析において明らかにしていきたい。

また、大分類「家庭」の登場割合が年齢階級によって異なっていることが分かった。若年層では大分類「家庭」が 84.1%に認められ、中年層では 68.6%であった。対象者数の多い年齢層に絞って記述するが、小分類にて内訳をみると、中年層では「離婚」など夫婦間の問題が多いのに対して、若年層では「親の不仲」など親子間の問題が多く、それが人生の早期に発生していることが分かった。

年齢階級別の分析を通して、全 127 ケースの分析における推論がより明確となり、やはり人生早期の重層した不利が特に若年層におけるホームレス状態へつながっていることが明らかとなった。



図表 II -3-9 年齢区分と大分類別の要因との関係



図表 II-3-15 性別と大分類別の要因との関係

4) 入り口類型×大分類要因別の分析

入り口類型、すなわちホームレス支援団体につながったコンタクトの経路の3分類（アウトリー、リファー、本人問い合わせ）別にトリガー要因をみると、大分類「健康」の登場割合が入り口類型によって異なっていることが分かった。「アウトリー」では大分類「健康」が20%に認められた。「リファー」では、「健康」は43%であり、「本人問い合わせ」では37%であった。小分類で内訳をみると（**図表II-3-22から24**）、「本人問い合わせ」では「健康」のなかでも「出産」の割合が高った。この分を割り引いて考える必要があるかもしれない。また「本人問い合わせ」は**図表II-3-1**に示されているように対象者数が19ケースと非常に少ないため、量的解析の解釈は慎重に実施する必要がある。「出産」の影響を除いて検討しても、大分類「健康」について「リファー」では高く、「アウトリー」では低い傾向が認められた。「アウトリー」でのコンタクトがあるということは、対象者が路上などで生活しており、狭義のホームレス状態にあった可能性が高いと考えられる。狭義ホームレス状態を継続するためには基本的に本人が健康であることが必要だと考えられるため、「健康」の問題は比較的少なかったのかもしれない。また福祉事務所からの「リファー」による者では「健康」問題と直結する医療機関と福祉事務所の連携などの影響も考えられた。

また、大分類「家庭」の登場割合が入り口類型によって異なっていることが分かった。「アウトリー」では大分類「家庭」が59%に認められ、「リファー」では79%であり、「本人問い合わせ」では90%であった。「アウトリー」の基本的な対象者である狭義ホームレス状態の者では単身者が多い可能性があり、そのため「家族」問題が出現する機会が少ないだけなのかもしれない。

また、大分類「事業・家計」の登場割合は、「アウトリー」と比較して「リファー」では多かった。小分類「生活保護歴」の割合は「リファー」でやや多く、こういった要因が「リファー」でホームレス支援団体とつながることに影響していると考えられた。

入り口類型別の分析を通して、狭義ホームレス状態、すなわち路上生活等の要因がトリガー要因の分布と関連していることが示唆された。次のセクションにて、この狭義ホームレス状態の有無で層別化した分析を提示する。

大分類トリガー要因の図表

大分類No.	大分類	41事例中の登場回数	41事例中の登場割合	登場回数ランクイン	平均登場順位
600	学校	39	95.1%	3	1.93
200	障害	25	61.0%	4	3.21
400	家庭	24	58.5%	5	3.25
500	雇用	40	97.6%	2	3.96
800	その他	3	7.3%	9	4.33
100	健康	8	19.5%	7	4.40
700	犯罪	5	12.2%	8	4.80
300	事業・家計	14	34.1%	6	5.25
900	HL状態	41	100.0%	1	6.70

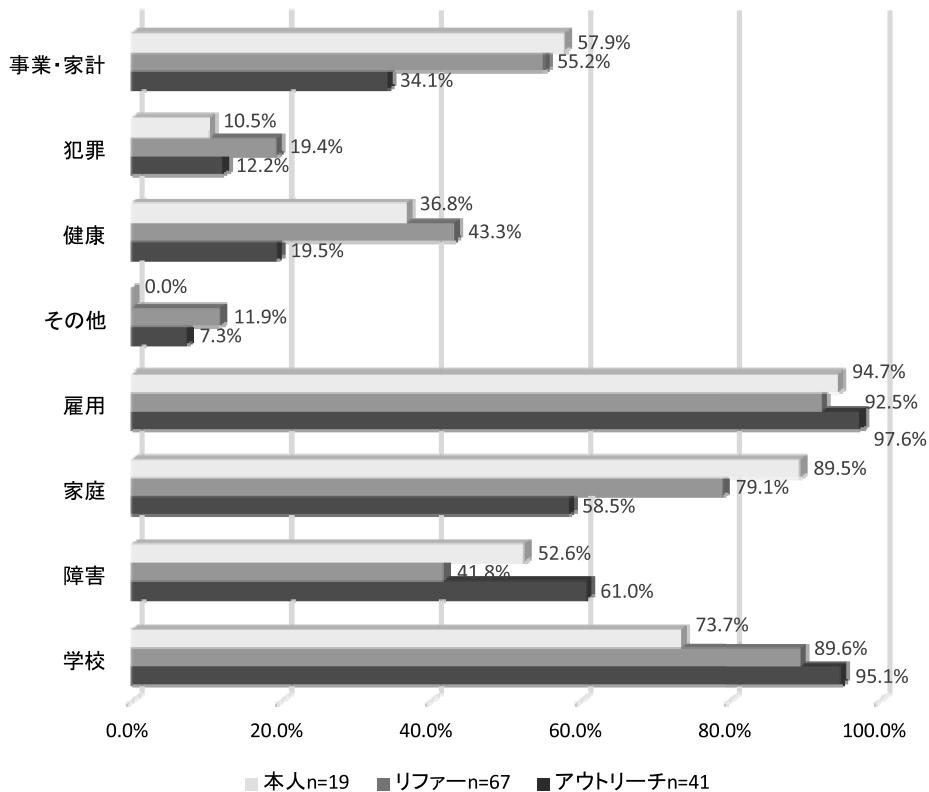
図表II-3-18 アウトリー

大分類No.	大分類	67事例中の登場回数	67事例中の登場割合	登場回数ランク	平均登場順位
600	学校	60	89.6%	3	1.85
800	その他	8	11.9%	9	2.63
200	障害	28	41.8%	7	3.03
400	家庭	53	79.1%	4	3.89
100	健康	29	43.3%	6	4.21
500	雇用	62	92.5%	2	4.61
300	事業・家計	37	55.2%	5	4.70
700	犯罪	13	19.4%	8	6.79
900	HL状態	67	100.0%	1	7.48

図表Ⅱ-3-19 リファー

大分類No.	大分類	19事例中の登場回数	19事例中の登場割合	登場回数ランク	平均登場順位
200	障害	10	52.6%	6	2.50
600	学校	14	73.7%	4	2.75
400	家庭	17	89.5%	3	3.74
100	健康	7	36.8%	7	4.13
500	雇用	18	94.7%	2	5.19
300	事業・家計	11	57.9%	5	5.67
900	HL状態	19	100.0%	1	7.65
700	犯罪	2	10.5%	8	9.00
800	その他	0	0.0%	9	-

図表Ⅱ-3-20 本人問い合わせ



図表Ⅱ-3-21 ファーストコンタクトと大分類別の要因との関係

5) 路上生活等の狭義ホームレス経験の有無別トリガー要因の分析

前節の分析から予想されたとおりであるが、入り口類型の「アウトリーチ」と「リファー」という関係が、本節における「路上生活等の狭義ホームレス状態に至った者(路上経験者)」と「狭義ホームレス状態を未経験でホームレス支援団体における支援につながった者(路上未経験者)」の関係と類似していた。すなわち、大分類「健康」「家庭」「事業・家計」の登場割合が「狭義ホームレス経験の有無」によって異なっていることが分かった。

路上経験者では大分類「健康」が26%に認められ、路上未経験者では57%であった。小分類で内訳をみると(図表II-3-28から29)、路上未経験者では「健康」のなかでも「出産」の割合が高った。女性では路上経験が少ないことがここに影響しており、この分を割り引いて考える必要がある。

また、大分類「家庭」の登場割合は、路上経験者では67%に認められ、路上未経験者では91%であった。小分類でみると「離婚」が路上未経験者で多く、やはり路上経験者には単身者が多いことが影響していると考えられた。

大分類「事業・家計」の登場割合は、路上経験者と比較して路上未経験者で多かった。小分類「負債」の割合は路上未経験者で多く、路上生活者のお金を借りづらい状況も影響しているのかもしれない。小分類「生活保護歴」は路上未経験者でやや多く、生活保護行政等を通じてホームレス支援団体に繋がっている可能性がある。

路上生活等の狭義ホームレス経験の有無別の分析を通して、路上経験者における特殊な事情がみえてきた。これまでに蓄積してきた知見とも重なるが、「路上生活者などの狭義のホームレス経験者は知的障害の割合が多く、基本的には健康であるが、行政などの社会資源の活用が苦手で、生活保護受給を好みない者もおり、なかには長期の路上生活に至る者もいる」というような状況である。トリガー要因は何か?という観点からは、長期の路上経験者は特に要因の特定が困難だと考えられた。

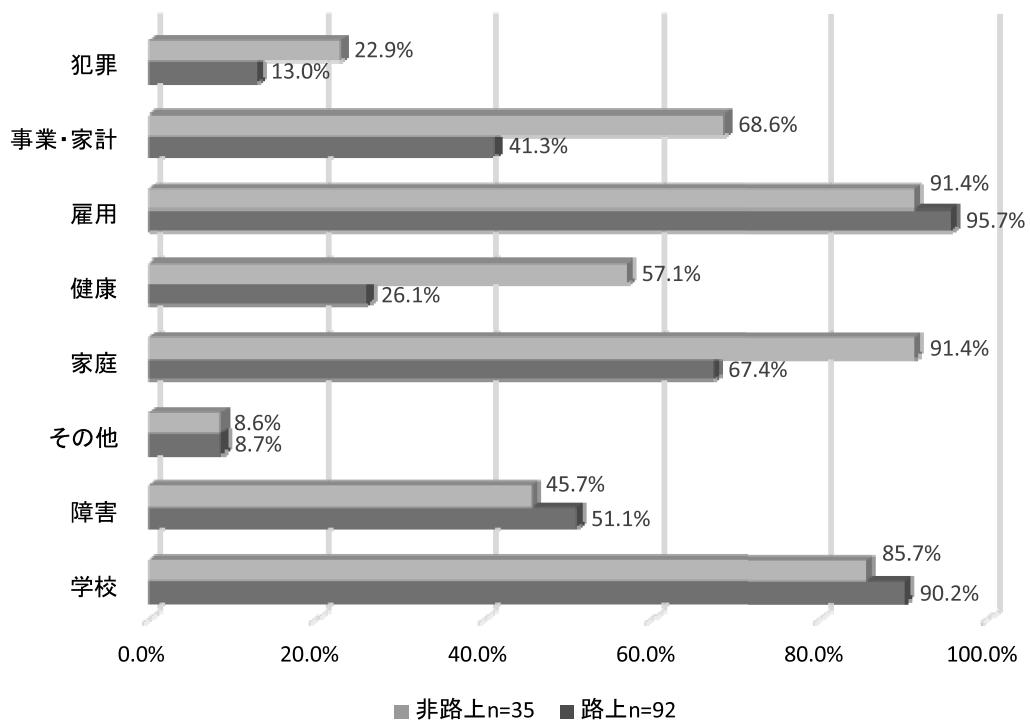
大分類トリガー要因の図表

大分類No.	大分類	92事例中の登場回数	92事例中の登場割合	登場回数ランク	平均登場順位
600	学校	83	90.2%	3	2.01
200	障害	47	51.1%	5	2.77
800	その他	8	8.7%	9	3.13
400	家庭	62	67.4%	4	3.42
100	健康	24	26.1%	7	4.11
500	雇用	88	95.7%	2	4.33
300	事業・家計	38	41.3%	6	4.87
700	犯罪	12	13.0%	8	5.77
900	HL状態	92	100.0%	1	6.89

図表II-3-25 路上

大分類No.	大分類	35事例中の登場回数	35事例中の登場割合	登場回数ランク	平均登場順位
600	学校	30	85.7%	4	2.06
800	その他	3	8.6%	9	3.00
200	障害	16	45.7%	7	3.67
400	家庭	32	91.4%	2	4.28
100	健康	20	57.1%	6	4.36
500	雇用	32	91.4%	2	4.89
300	事業・家計	24	68.6%	5	5.33
700	犯罪	8	22.9%	8	7.50
900	HL状態	35	100.0%	1	8.22

図表 II-3-26 非路上



図表 II-3-27 路上生活経験の有無と大分類別要因との関係

III. 要因とケアからみた支援の特徴—個別事例分析も加味して

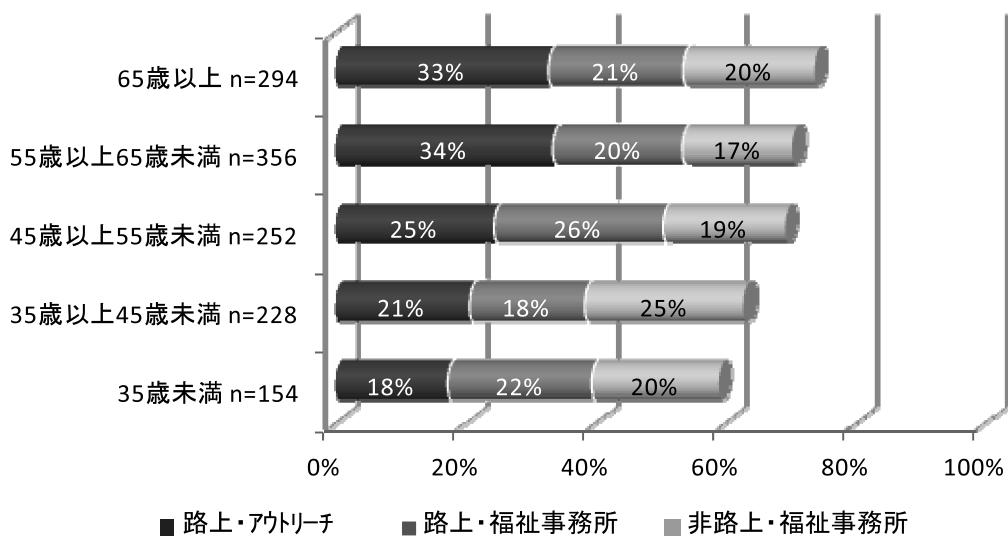
1. ホームレス支援のファーストコンタクトの重要性

前章では、トリガーの大分類と小分類要因の出方と登場時期を、各種層別に分析した。この個別ケースは、2012年のパネル調査と紐付けされており、ホームレス状態から脱し、地域生活などへの移行にかけての支援の投下具合との関係を検討することができるようになっている。ホームレス支援は、ファーストコンタクトという出会いから被支援者との関係性を重要視しつつ、アフターケアに至る支援期間の長いつきあいを特徴としているが、ここに支援団体の体力や運営の特色が反映した支援の色合いを見ることがある。個別事例の紹介に入る前に、さまざまなトリガー要因でホームレス状況に至った人の出会い=ファーストコンタクトの特徴について、2012年の「パネル調査」の結果（今回の127事例の母集団）からまず明らかにしてみたい。

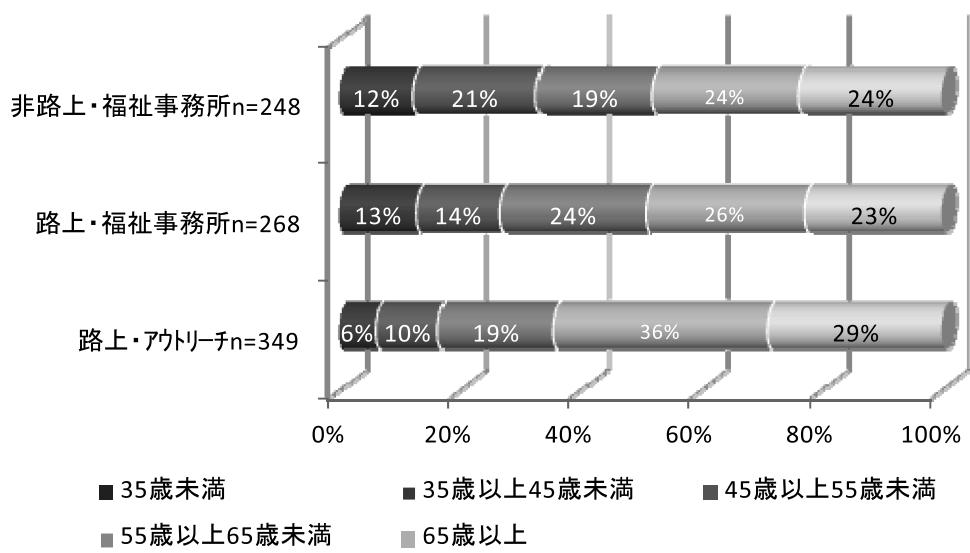
ホームレス支援の入り口支援での最大の特徴であるアウトリーチで支援の入り口を迎える層と、リファーを通じて支援の入り口を迎える層が大きくは存在する。具体的には、○路上生活者→アウトリーチ、○路上生活者→福祉事務所からのリファー、○非路上生活者→福祉事務所からのリファーという3つの大きな入り方があるが、この3つの層別に、被支援者のプロファイルの特質や、その後の支援のあり方にどのような特徴が出るのかを分析する。

1) 支援の入口類型:年齢別

図表III-1-1にみられるように、高齢者では4分の3程度、若年層では3分の2程度が、これら3つの入り口類型のいずれかとなる。残る入り口類型で1割前後を占めるのが、本人から直接支援団体に、という経路であるが、グラフ化はしていない。図表III-1-1は、同じ関係を、経路を軸に見たものであるが、路上・アウトリーチ型は、どちらかというと中高年齢のほうが多く、路上、非路上問わず福祉事務所リファー型は、年代を問わずまんべんなく分布している状況が見て取れる。



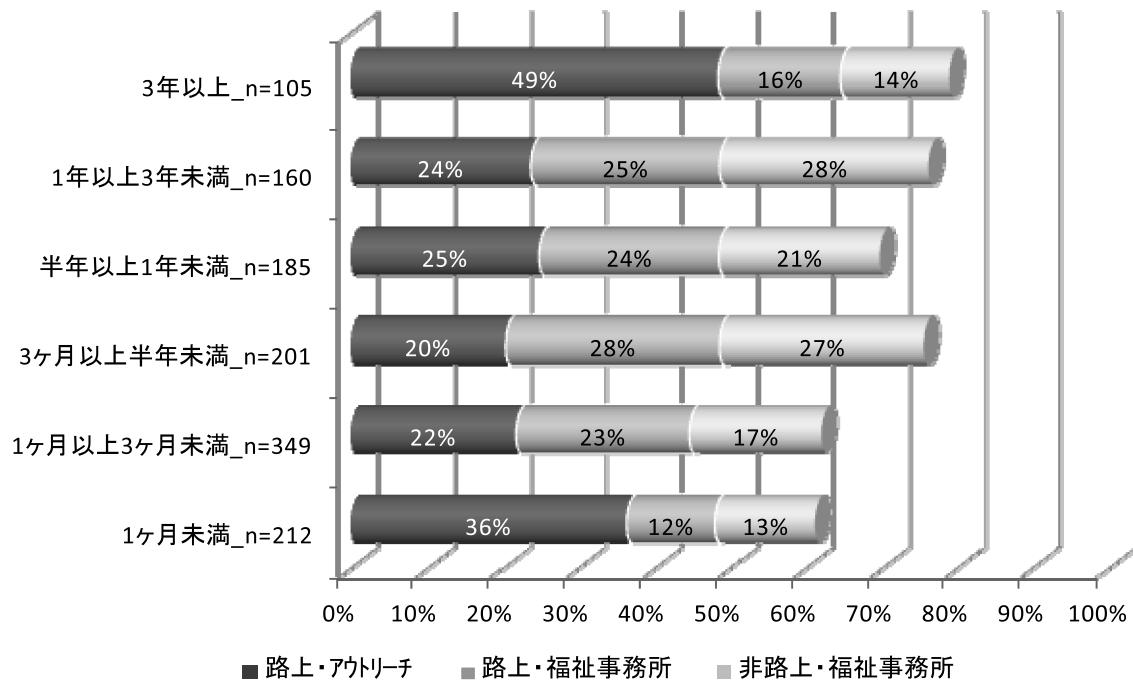
図表III-1-1 年齢区分別にみた3つの入り口類型の比較（2012年移行調査）



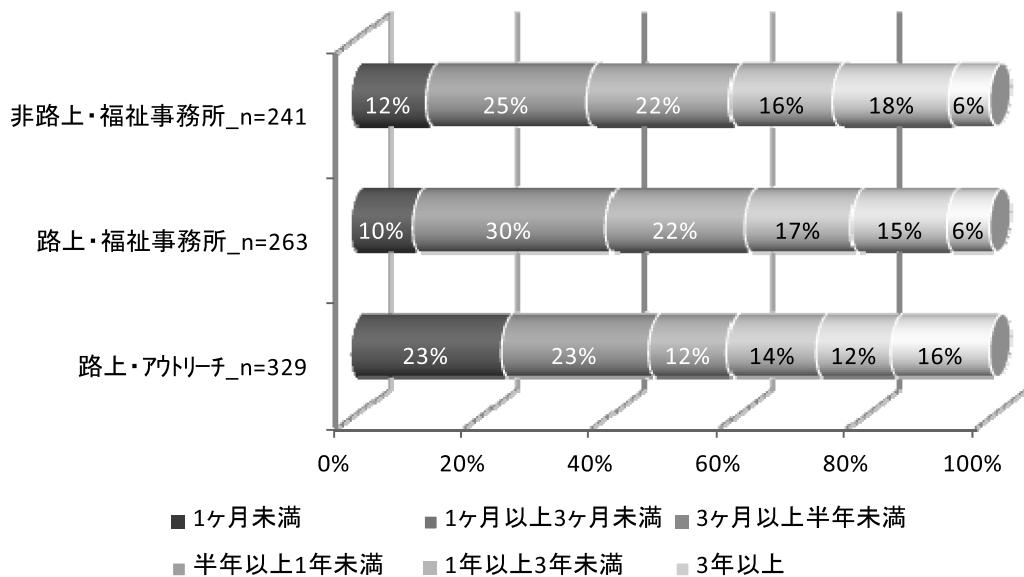
図表III-1-2 3つの入り口類型別にみた年齢区分別の比較（2012年移行調査）

2) 支援の入り口類型:支援期間別

図表Ⅲ-1-3 にみられるように、1ヶ月未満の短期の支援と、3年以上の長期の支援に、路上・アウトリーチ型の多いことが特徴的で、両者の間の支援期間区分については、3つの入り口累計はほぼ均等の割合となっている。路上・アウトリーチ型は、超短期で「卒業」する支援と、長期間にわたる支援が必要な2パターンの多いことが判明する。**図表Ⅲ-1-4** は、同じ関係を、入り口類型を軸に見たものであるが、上述の関係が再度みてとれることがわかる。



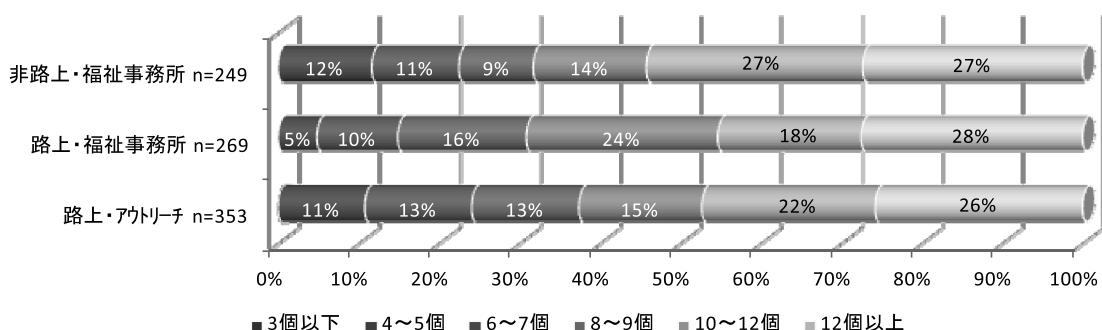
図表Ⅲ-1-3 支援期間区別にみた3つの入り口類型の比較（2012年移行調査）



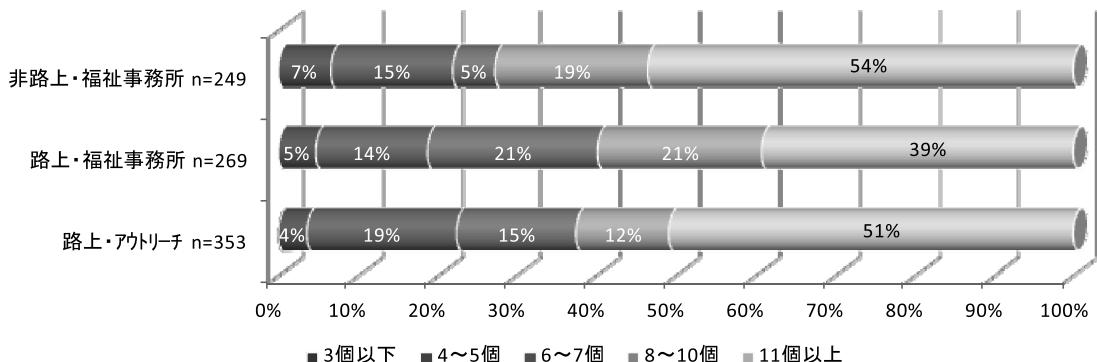
図表Ⅲ-1-4 3つの入り口類型別にみた支援期間区別の比較（2012年移行調査）

3) 支援の入り口類型:移行後メニュー数別

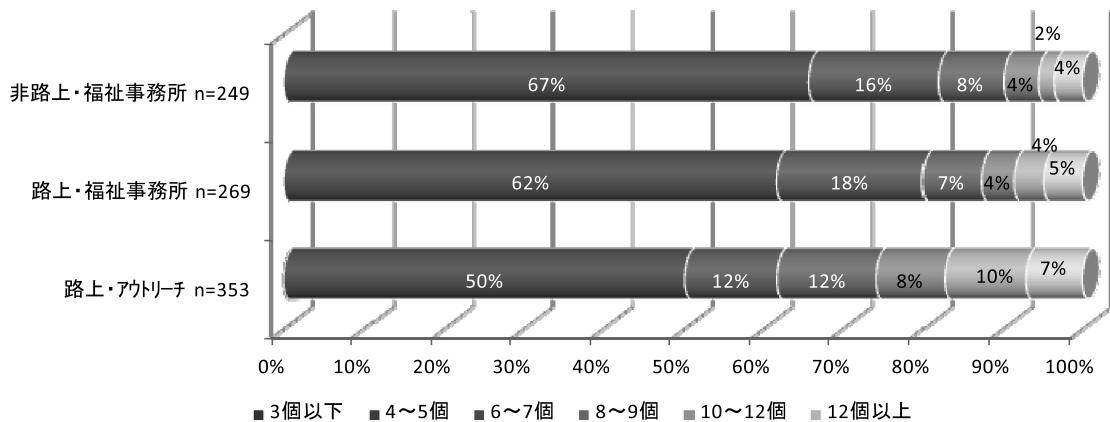
図表III-1-5 は、支援期間中の支援メニュー数の入り口類型別クロスを見たものであるが、強い差ではないが路上・福祉事務所リファーのケースで、メニュー数が多く出ている傾向は見られる。いずれにしてもどの入り口を経ようが、支援メニューはかなり多く投下されている。また**図表III-1-6** は、中間ハウジングに入居している人々への支援を入り口類型別に見たものである。路上・アウトリーチ型と、非路上・福祉事務所リファー型に多くの支援メニューがつぎ込まれていることがわかる。一方、**図表III-1-7** は、アフターケア支援にあたる移行後の支援状況を見たものである。メニュー数はかなり減るが、路上・アウトリーチ型でも長期に支援する人の比率が高いために、メニュー数も総じて高くなっている。福祉事務所からのリファー型は、アフターケアに相当するこの支援メニューでは、比較的少ないサービス投下となっていることが判明する。



図表III-1-5 3つの入り口類型別にみた支援期間中の支援メニュー数の比較 (2012年移行調査)



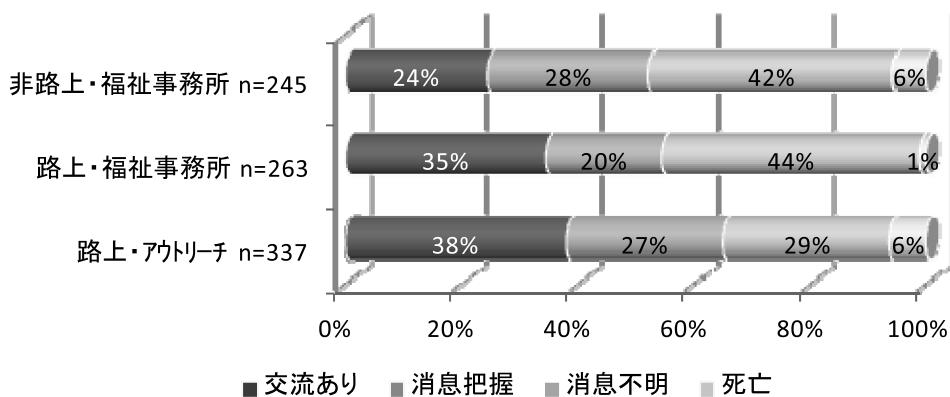
図表III-1-6 3つの入り口類型別にみた入居期間中の支援メニュー数の比較 (2012年入居者調査)



図表III-1-7 3つの入り口類型別にみた移行後の支援メニュー数の比較 (2012年移行調査)

4) 支援の入り口類型:交流の有無別

アフターケアがどれだけ実現できているかを入り口類型別にみたのが、図表III-1-8であるが、路上・アウトリーチ型で、「交流あり」が最も多く、路上・福祉事務所リファー型では「交流あり」は一定程度見られるが、消息不明の率が高くなり、非路上・福祉事務所リファー型では、「交流あり」が少なくなり、消息の把握のみ、あるいは不明が7割に達している。



図表III-1-8 3つの入り口類型別にみた移行後の交流の有無の比較 (2012年移行調査)

これらの知見は、ホームレス支援の対象者や支援のあり方に独自の領域があるのか、という問い合わせに対し、ホームレス支援を代表する路上生活者へのアウトリーチ型のファーストコンタクトの事例において、支援期間の長い伴走型支援を特徴とするホームレス支援のエッセンスがより濃く出ているということができる。とはいっても、福祉事務所リファー型も、路上、非路上を問わず、一定の支援期間と多くの支援メニューが投下されていることに変わりはない。入り口類型での切り分けはなかなか難しく、それぞれに応じ個別の支援が積み上げられているといってよいであろう。

今回の個別の聞き取り調査で得た127事例は、この母集団から選択されたものであるが、こうしたファーストコンタクトの重要性を意識しつつ、支援開始後の支援のあり方をトリガー要因とからめつどのようなホームレス支援が行われたかを検証することもできる設計となっている。次節ではトリガー要因とその後の支援メニューがどのような関係にあるかを分析し、そののち、描かれた関係をいくつかにグループ化し、そのグループに属する事例について個別に紹介する。

2. 相関図から得られた代表類型をもとにした個別事例の特徴

1) トリガー要因と支援メニューとの相関表

今回の個別の聞き取り調査で得た 127 事例を、2012 年度の調査の支援メニューに紐付けし、その支援メニューを大きく 9 つにカテゴリー分けしたものとの相関関係をみたものが図表Ⅲ-2-1 である。有意な差をもつ特徴をもつ関係に網掛けを行っているが、ケース数が少なくて無効とみなされる、「雇用」(トリガー) × 「住居」(支援メニュー) と、「学校」(トリガー) × 「コミュニティ」(支援メニュー) については解釈を行わない。

有意な差としてあげられる関係は、支援メニューとして「住居」関係の支援の投下が、トリガー要因として、「健康」や「障害」をあげた事例により強く見られることがまずあげられる。健康や障害をトリガーとしてホームレス状況になった人に対して、ハウジングの提供がキーとなる傾向が見られると解釈できる。

次に「法律」関係の支援が、「障害」「事業・家計」というトリガー要因に反応しており、成年後見や債務整理などの支援がより強く出ていること、また「金銭」に関する支援が、「障害」というトリガー要因に反応しているが、これも金銭管理などの支援が、「障害」をトリガーとする人により多く投下されていることを示唆している。総じてトリガー要因とその後の支援メニューの出方に有意な相関関係は多くは見出せないということができる。

ここで、注意しておかねばならないのは、「障害」というトリガー要因において、「住居」「法律」「金銭」などにより多くの支援が行われていることが明らかになった意味合いである。「障害」というトリガーがホームレス支援に特色を与えるという意味で、障害と向き合うことがホームレス支援のひとつの特徴となっている。

若年層の特徴は前章でも触れられ、あとでも再び触れるが、脆弱な雇用状態からの路上化という高齢層(=今までの典型的なホームレス像)から、脆弱な家族関係と障害からのホームレス化という若年層(=新しいホームレス像のひとつ)の現象を裏打ちする知見であるとも言えよう。もちろん更なる精査が今後必要とされることは言うまでもない。

	就労		生活		住居		健康		行政サービス		法律		金銭		コミュニケーション		コミュニティ		
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	度数	
健康	0	15.9%	49.2%	3.2%	61.9%	38.1%	27.0%	63.5%	1.6%	58.7%	6.3%	47.6%	17.5%	35.7%	29.4%	3.2%	61.9%	18.3%	46.8%
	1	12.7%	22.2%	0.8%	34.1%	13.5%	21.4%	32.5%	2.4%	29.4%	5.6%	26.2%	8.7%	20.6%	14.3%	1.6%	33.3%	10.3%	24.6%
障害	0	12.7%	38.1%	2.4%	48.4%	33.3%	17.5%	50.0%	0.8%	46.0%	4.8%	42.1%	8.7%	36.5%	14.3%	4.0%	46.8%	16.7%	34.1%
	1	15.9%	33.3%	1.6%	47.6%	18.3%	31.0%	46.0%	3.2%	42.1%	7.1%	31.7%	17.5%	19.8%	29.4%	0.8%	48.4%	11.9%	37.3%
事業・家計	0	13.5%	38.1%	3.2%	48.4%	29.4%	22.2%	50.8%	0.8%	46.0%	5.6%	42.1%	9.5%	28.6%	23.0%	2.4%	49.2%	15.1%	36.5%
	1	15.1%	33.3%	0.8%	47.6%	22.2%	26.2%	45.2%	3.2%	42.1%	6.3%	31.7%	16.7%	27.8%	20.6%	2.4%	46.0%	13.5%	34.9%
家庭	0	7.9%	18.3%	2.4%	23.8%	16.7%	9.5%	26.2%	0.0%	25.4%	0.8%	21.4%	4.8%	15.9%	10.3%	1.6%	24.6%	8.7%	17.5%
	1	20.6%	53.2%	1.6%	72.2%	34.9%	38.9%	69.8%	4.0%	62.7%	11.1%	52.4%	21.4%	40.5%	33.3%	3.2%	70.6%	19.8%	54.0%
雇用	0	2.4%	3.2%	0.0%	5.6%	0.8%	4.8%	5.6%	0.0%	5.6%	0.0%	4.8%	0.8%	4.0%	1.6%	0.8%	4.8%	1.6%	4.0%
	1	26.2%	68.3%	4.0%	90.5%	50.8%	43.7%	90.5%	4.0%	82.5%	11.9%	69.0%	25.4%	52.4%	42.1%	4.0%	90.5%	27.0%	67.5%
学校	0	3.2%	7.1%	0.8%	9.5%	4.8%	5.6%	10.3%	0.0%	8.7%	1.6%	8.7%	1.6%	6.3%	4.0%	0.8%	9.5%	5.6%	4.8%
	1	25.4%	64.3%	3.2%	86.5%	46.8%	42.9%	85.7%	4.0%	79.4%	10.3%	65.1%	24.6%	50.0%	39.7%	4.0%	85.7%	23.0%	66.7%
犯罪	0	23.8%	60.3%	4.0%	80.2%	45.2%	38.9%	81.7%	2.4%	75.4%	8.7%	63.5%	20.6%	49.2%	34.9%	4.8%	79.4%	23.8%	60.3%
	1	4.8%	11.1%	0.0%	15.9%	6.3%	9.5%	14.3%	1.6%	12.7%	3.2%	10.3%	5.6%	7.1%	8.7%	0.0%	15.9%	4.8%	11.1%
その他	0	26.2%	65.1%	4.0%	87.3%	45.2%	46.0%	87.3%	4.0%	79.4%	11.9%	66.7%	24.6%	53.2%	38.1%	4.8%	86.5%	27.0%	64.3%
	1	2.4%	6.3%	0.0%	8.7%	6.3%	2.4%	8.7%	0.0%	8.7%	0.0%	7.1%	1.6%	3.2%	5.6%	0.0%	8.7%	1.6%	7.1%
HL 状態	1	36	90	5	121	65	61	121	5	111	15	93	33	71	55	6	120	36	90
		28.6%	71.4%	4.0%	96.0%	51.6%	48.4%	96.0%	4.0%	88.1%	11.9%	73.8%	26.2%	56.3%	43.7%	4.8%	95.2%	28.6%	71.4%

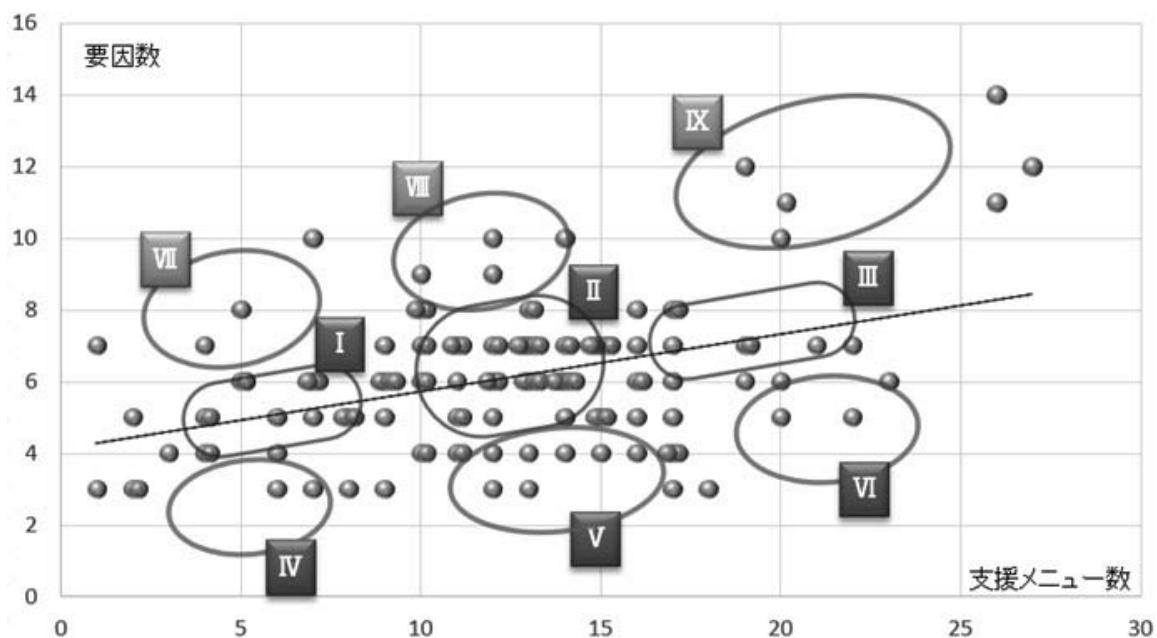
図表Ⅲ-2-1 トリガー要因の大分類と支援メニューの分類との相関表

(縦欄：トリガー要因、横欄：支援メニューカテゴリ、網掛けは 5% 水準で有意差)

2) 階層別にみたトリガー要因数と支援メニュー数との相関

では、個別事例の紹介をするためのそれぞれの事例が全体 127 事例の中でどのような位置づけにおかれているのか、個別事例のサンプリングの意味合いを表すために、トリガー要因と支援メニュー数との相関を描いたものが、下記の**図表III-2-2**となる。

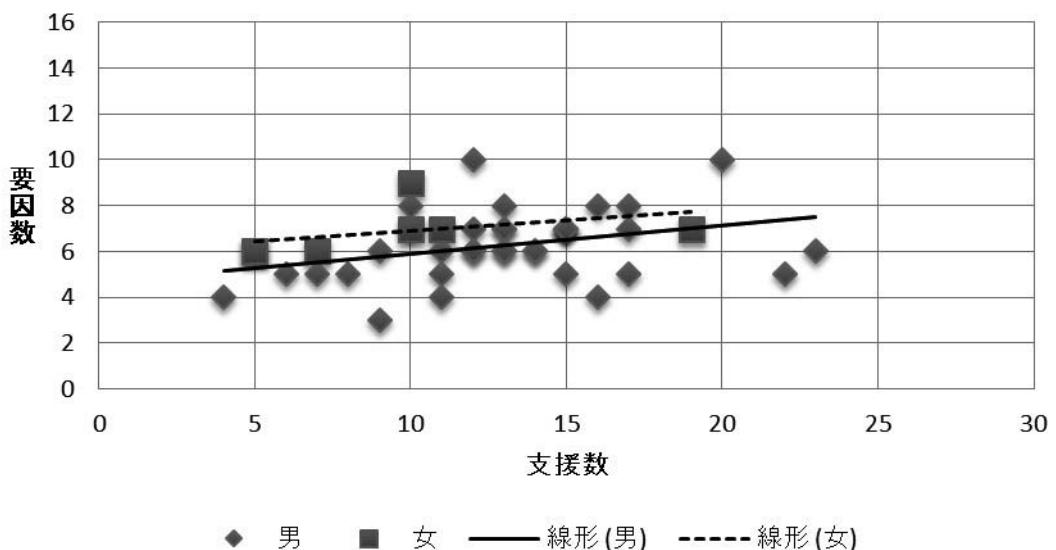
要因数と支援メニュー数の間には有意な関係がみられ、トリガーとなる要因数が増えれば、支援メニュー数は増加することが見て取れる。しかしながらさまざまなプロファイルを有する個別の事例を図に布置しただけであり、この相関関係を読み取るために層別の分析を行わねばならない。下図にも示すように、個別事例のサンプリングは、9つのグループを想定している。これに年齢や性別などを加味した層別の分析を通じてさらに意味づけていく。



図表III-2-2 全ケースを対象としたトリガー要因数と支援メニュー数の散布図

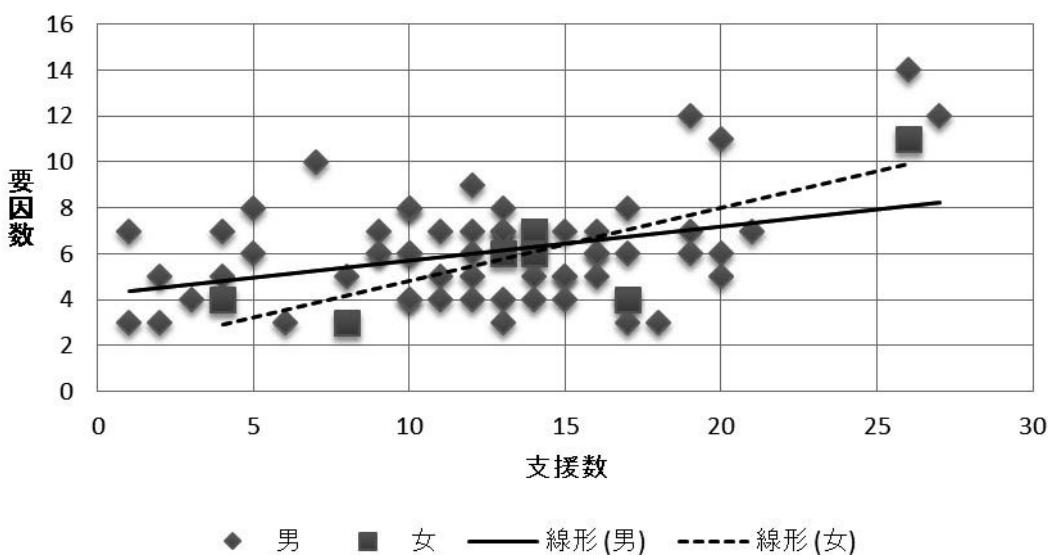
(スピアマン相関係数=0.285 有意確率（両側）=.001)

たとえば、**図表III-2-3**の39歳以下の散布図を見ると、男女あわせた要因数と支援数の弱い相関関係がみられる。若年ホームレス支援の複雑な特徴がここでも指摘できる。この傾向は、**図表III-2-4**の40歳以上65歳未満の層でも同様である。65歳以上になると有意な正の相関が見られる。要因数は、前章で既述したとおり、39歳以下が最も多く、65歳以上が少なくなっている(7.41、7.21、6.46)。そして支援メニュー数は、はじめてホームレスとなった年齢区別に19歳以下15.7、20歳以上39歳以下12.3、40歳以上64歳以下12.7、65歳以上9.2であった。



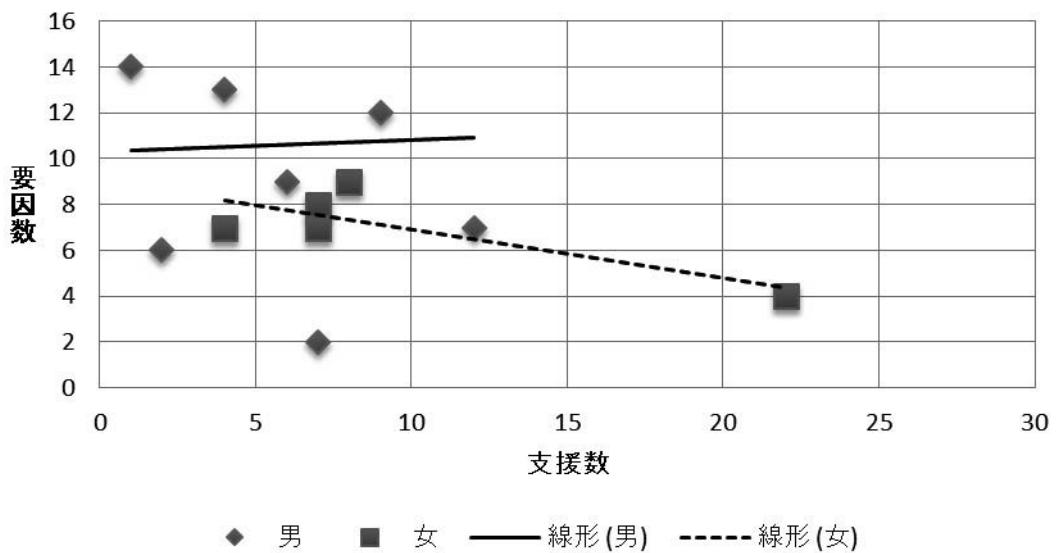
図表III-2-3 「39歳以下 男・女」における要因数と支援メニュー数の散布図

(男女計 : スピアマン相関係数 = 0.270 有意確率 (両側) = .080)



図表III-2-4 「40歳以上 65歳未満 男・女」における要因数と支援メニュー数の散布図

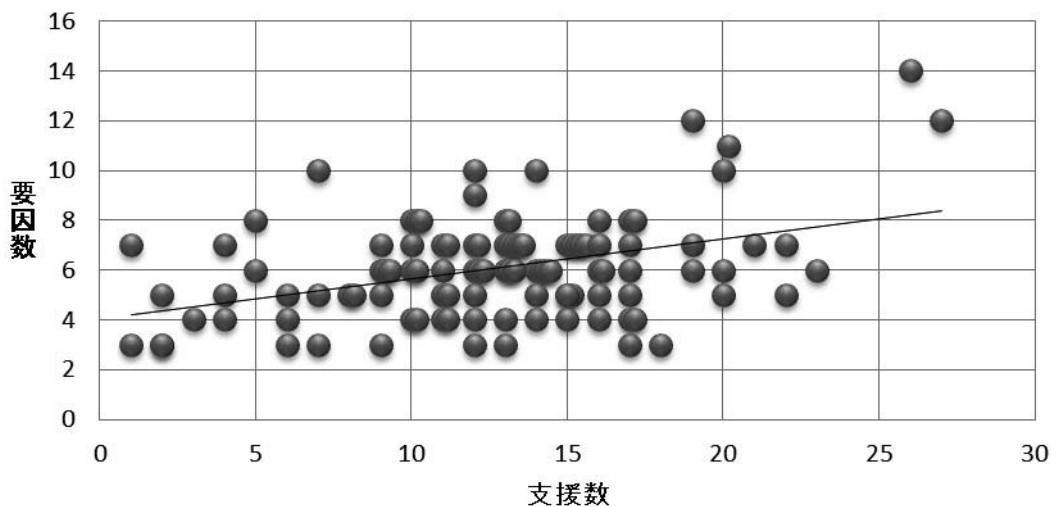
(男女計 : スピアマン相関係数 = 0.222 有意確率 (両側) = .064)



図表III-2-5 「65歳以上 男・女」における要因数と支援メニュー数の散布図

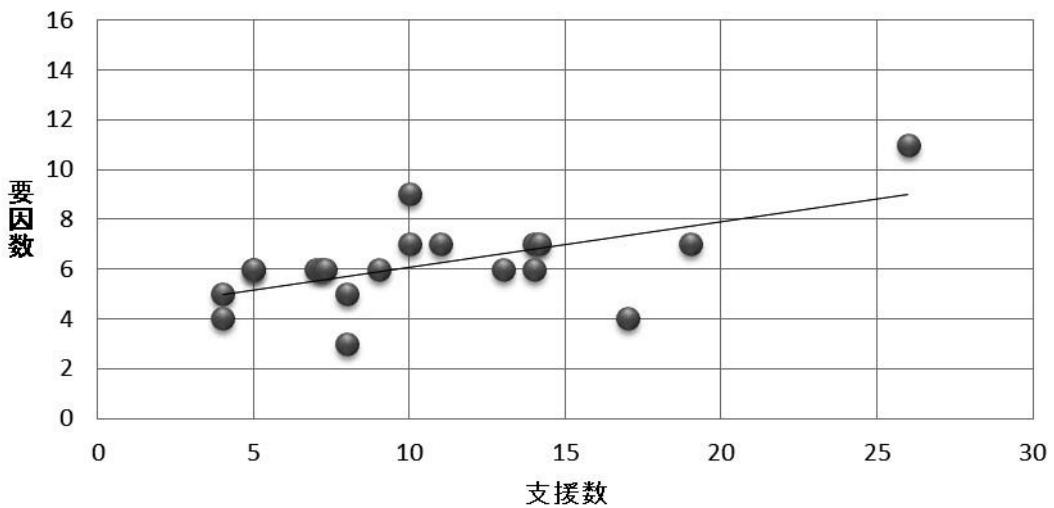
(男女計 : スピアマン相関係数 = 0.270 有意確率 (両側) = .080)

性別でみてみると、図表III-2-6、図表III-2-7 に見られるように、男女とも要因数と支援数に有意な正の相関関係が見られ、特に女性の場合にやや強い相関がみられる。既述したように、要因数はほぼ同じであり (7.20、7.25)、支援数が男性 12.6、女性 10.6 と、男性のほうが多くなっている。



図表III-2-6 「男性」における要因数と支援メニュー数の散布図

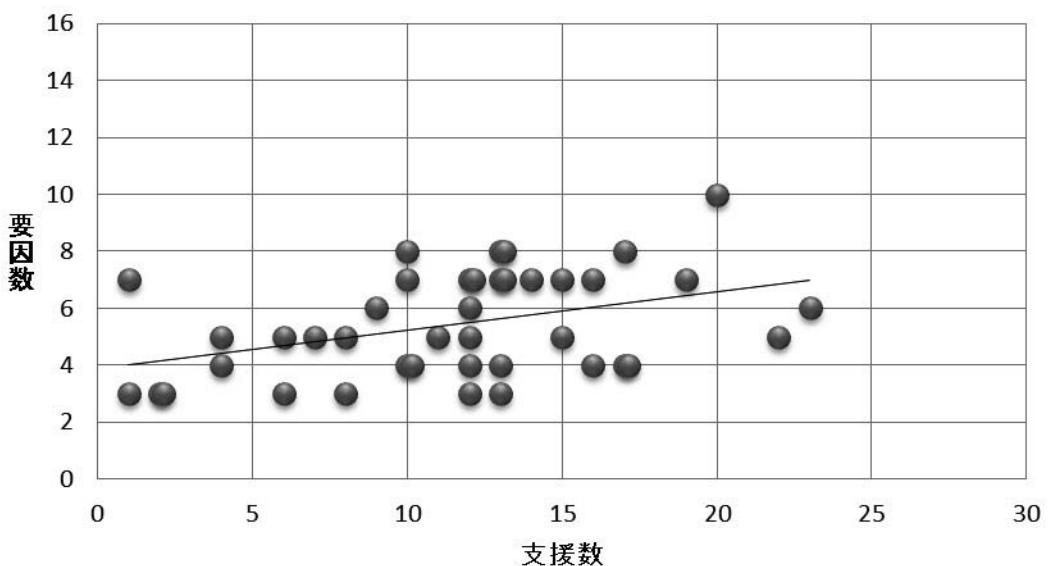
(スピアマン相関係数 = 0.269 有意確率 (両側) = .005)



図表III-2-7 「女性」における要因数と支援メニュー数の散布図

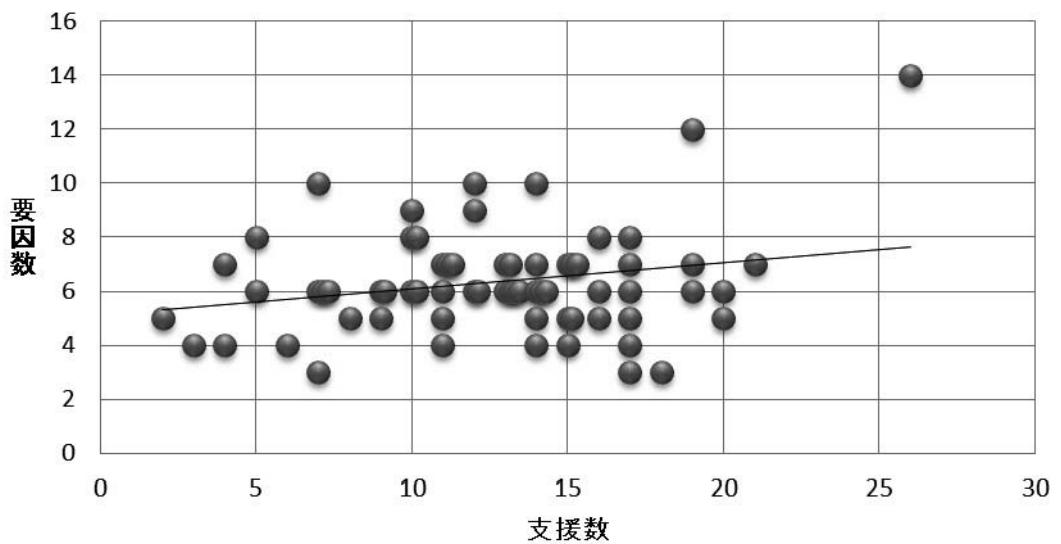
(スピアマン相関係数=0.537 有意確率（両側）=.015)

入り口類型で相関図をみると、図表III-2-8 から図表III-2-10 で描いているように、「アウトリーチ」と「本人」において、有意な正の相関となった。「リファー」においては相関はみられない。すでに確認していることであるが、「アウトリーチ」は「リファー」に比べ、要因数も少なく（6.59と7.43、本人は7.74）、支援メニュー数もやはり少なくなっている（アウトリーチ11.5、リファー12.6、本人13.2）。この場合、「リファー」の場合に、要因と支援の関係は複雑になっていることが予想される。



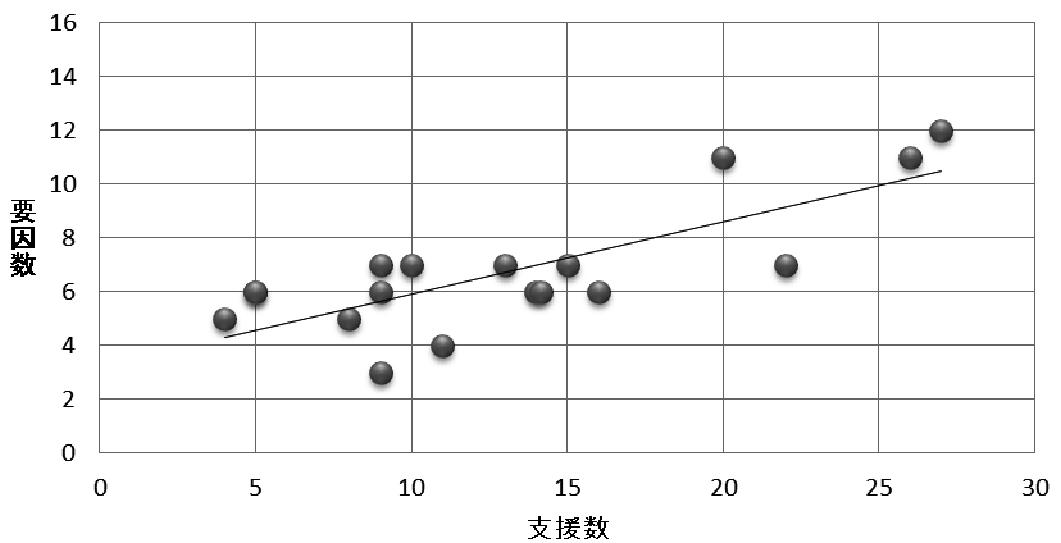
図表III-2-8 「アウトリーチ」における要因数と支援メニュー数の散布図

(スピアマン相関係数=0.391 有意確率（両側）=.011)



図表III-2-9 「リファー」における要因数と支援メニュー数の散布図

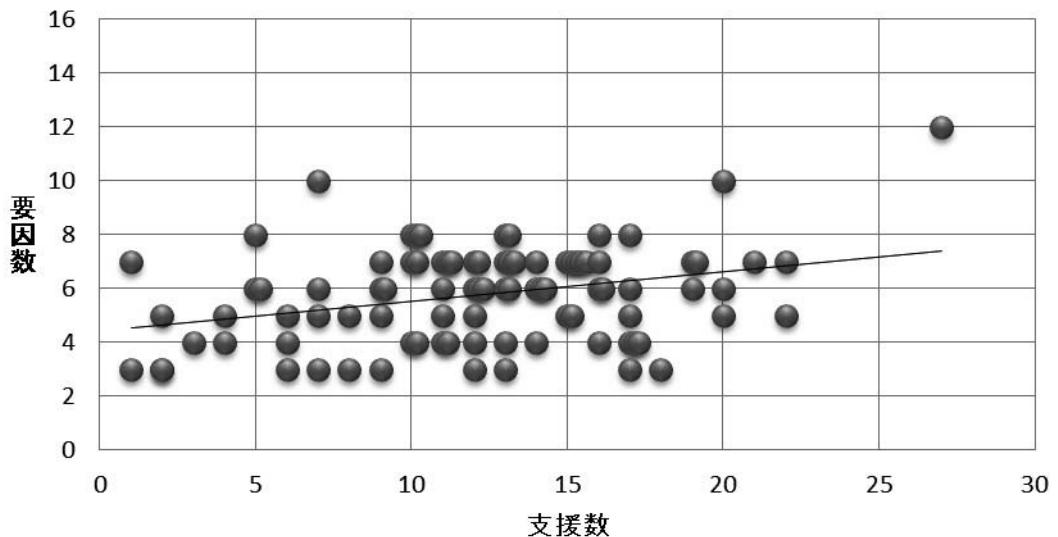
(スピアマン相関係数=0.079 有意確率（両側）=.525)



図表III-2-10 「本人」における要因数と支援メニュー数の散布図

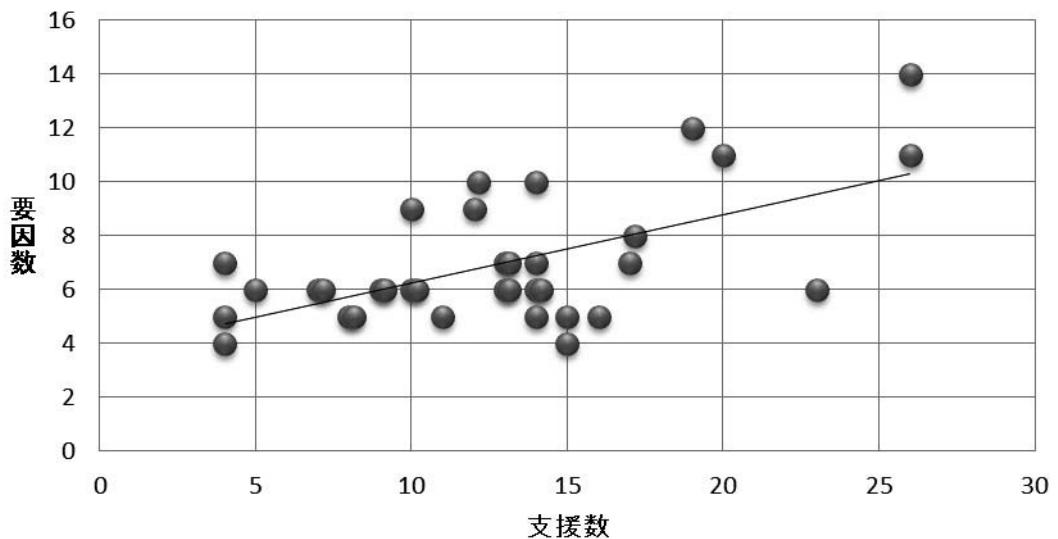
(スピアマン相関係数=0.679 有意確率（両側）=.002)

「路上」「非路上」とも、有意な正の相関を示している。要因数は、「路上」で 6.9、「非路上」で 8.0、支援メニュー数は、それぞれ 12.1、12.7 となっている。「路上」の場合には、要因の数に関わらず、その後の支援において、個人のそれぞれのニーズに応じた支援が、平均 12 メニュー投下されながら総合的に行われていると考えられる。「非路上」の場合は、要因数が増加し、支援メニュー数もやや増えており、両者の正の相関もやや高いことから、それまでの生活などの整理も含めて、やや多くの支援がさらに行われていると思われる。



図表III-2-11 「路上」における要因数と支援メニュー数の散布図

(スピアマン相関係数 = 0.232 有意確率（両側） = .027)



図表III-2-12 「非路上」における要因数と支援メニュー数の散布図

(スピアマン相関係数 = 0.411 有意確率（両側） = .014)

3. 相関図から得られた代表類型をもとにした個別事例の特徴

本節では図III-2-2 の散布図に示した9つのエリアから（グループIからグループIXと以下では称している）、それぞれの個別事例の特徴を考察する。なお本調査における平均トリガー要因数は、6.2、平均支援数は10.2である。略歴における（太字）は、小分類のトリガー要因を記している。

ケース1

(グループI)

トリガー要因：5 支援メニュー数：6

男性 初HLの推定年齢：40代／アウトリーチ／路上

《略歴》

知的障害の疑いあるも手帳は取得していなかった（**知的障害疑い**）。中学校卒業後、家を出て住み込みで古紙回収業のアルバイトをしていた（**中学卒（進学無し）（不安定就労）**）。社会保険も無く、給料もほとんどもらえなかつた。劣悪な環境のため40歳頃に逃げ出し（**劣悪な労働環境**）（**失業・次の仕事が伴わないもの**）、路上生活をするようになった。

《支援内容》

（2012年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

生活	安否確認 食事提供 生活相談	健康 金銭 コミュニケーション	通院付添 金銭管理 話し相手
----	----------------------	-----------------------	----------------------

《支援後の様子、アフターケア》

支援開始後にいったん行方不明となるが、半年後に相談会で再会する。相談会の存在が大きい。その後、療育手帳の取得支援、生活保護申請支援を行った。支援団体提供のシェルターを経て、支援団体の支援付アパートに入居した。またすでに母親が死亡しており、母親がかけていた保険による収入が入ってくるようになった。そのため生活保護は廃止し、支援団体による金銭管理を行った。その後、障害者施設に入居し現在も継続中である。

ケース2

(グループⅡ)

トリガー要因：6 支援メニュー数：12

男性 初 HL の推定年齢：30代 ／ リファー（保護観察所） ／ 路上（1ヶ月～1年）

《略歴》

小学生のころは不登校ぎみであった。中学校卒業後（中学校卒（進学なし））、不安定就労の状態であったが（**不安定就労**）、20代のときに自宅火災に遭い、家族3人が亡くなった。本人も入院（**身体疾患・1週間以上の入院**）。火事後も不安定就労を転々とする。のちに、支援団体による支援開始後に高次脳機能害障害により精神障害の手帳を取得した（**精神障害疑い**）。はじめての窃盗の後（**収監無しの触法・初回**）、2回目の窃盗で収監となった（**収監・初回**）。矯正施設を出所後いったん路上となった。保護観察所より支援団体を紹介された。

《支援内容》

（2012年度入居者調査より作成 入居期間中の支援メニュー）

就労	就業相談 就労先の情報提供	生活保護申請支援 行政付添 金銭管理 入退院時の支援 通院付添 交流会・食事会等の開催
生活	安否確認 生活用品提供 食事提供 生活相談 他の支援団体・施設へ紹介	

《支援後の様子、アフターケア》

生活保護申請支援をし、支援団体の提供する宿泊所に入居した。高次脳機能障害により精神障害者手帳を取得した。

ケース3

(グループⅢ)

トリガー要因：7 支援メニュー数：18

男性 初HLの推定年齢：40代 ／ リファー（行政・福祉事務所）／ 路上

《略歴》

子供のころより父親から暴力を振るわれていた（**家族間の不和（親子）**）。中学卒業後に両親は離婚した（**中学卒業（進学無し）（親の不仲（離婚））**）。製造業にて10年間働き、その間は寮生活であったが、会社が倒産した。その後店舗に勤務した。時期は定かでないが、身内が本人の実印を無断で作成、連帯保証人にたてて借金をした（**犯罪被害**）。そのために借金取りに追われ、本人も借金を重ねることになる（**債務（金融機関からの多重債務）**）。その後飯場で働く。不安定就労を転々とし（**不安定就労**）、一時期生活保護を受けたこともある（**生活保護歴**）。借金取りから逃れるために路上生活へ。福祉事務所からのリファーである。

《支援内容》

（2012年度入居者調査より作成 入居期間中の支援メニュー）

就労	就業相談	行政サービス	生保申請支援
	就労先の情報提供		行政へ付添
	資格取得支援		住民票取得支援
生活	生活用品提供	法律支援	債務処理
	食事提供		法律相談
	身辺ケア	コミュニティ	身上相談
	日常生活ケア		話し相手
	生活相談	コミュニケーション	支援対象者間の交流の場所・仕組み
	自立までの個人プラン作成		
	生活用品提供		

《支援後の様子、アフターケア》

支援団体の無料低額宿泊所に入居後、ケースワーカーの協力も得て就労支援として資格取得支援を行った。借金取りからの様々な妨害やトラブルがあったが、弁護士を介して支援を行い、借金は整理することができた。就労後に居宅保護となり退所した。最初の仕事は辞めたようだが、その後も他で就労継続している模様である。家賃滞納があった場合、家主から支援団体に連絡をもらうことになっており支援団体サイドで状況を把握できている。

ケース4

(グループIV)

トリガー要因：3 支援メニュー数：6

男性 初HLの推定年齢：50歳前後 ／ アウトリーチ（炊き出し）／ 路上（複数回）

《略歴》

中学校卒業後（中学卒（進学無し））、メーカーの工場に数年勤める。その後、不安定就労となるが（**不定就労・非正規雇用 日雇いなど**）、7～8年間同じ会社に勤めたこともある。30代の頃に同棲していたことがある。同棲解消後、土木の仕事をしたが、病気で1ヶ月ほど入院する（**身体疾患・1週間以上の入院**）。退院後にホームレス状態となった。（その後、各地を転々とする。パチンコの出玉を盗んで不正に換金し、執行猶予。同年に逮捕収監される。出所後、更生保護施設を経て路上生活となる。支援団体とは炊き出して出会った。

《支援内容》

（2012年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

生活	安否確認
	食事提供
	他の支援団体・施設へ紹介
	生活相談
	緊急時の宿泊先提供
行政	生保申請支援

《支援後の様子、アフターケア》

炊き出しで知り合う。生活保護申請を支援しいったんアパート入居となるも、家賃滞納で再び路上生活となる。その後路上でふたたび声をかけ、支援団体のシェルターに入り再度支援を受けてアパート入居となつた。

ケース5

(グループV)

トリガー要因：3 支援メニュー数：18

男性 初 HL の推定年齢： 40 代前半 ／ リファー（行政・福祉事務所） ／ 路上（10 年以上）

《略歴》

職業訓練校を卒業後（専門学校卒業）、製造業の仕事に就くが 3 年で転職する。再び製造業で働くが退職し、20 歳すぎに実家に戻る。運転助手のアルバイト（不安定就労）をたまにしながら、引きこもりのような生活になる（自らの引きこもり）。その後、実家を出てホームレスになる。当初は路上で週刊誌を売っていたが、儲からないので空き缶の収集に変更する。条例で空き缶を集めることが出来なくなったため、行政のシェルターをへて支援団体の宿泊所に入所した。

《支援内容》

（2012 年度入居者調査より作成 入居期間中の支援メニュー）

就労	就業相談	行政サービス	生保申請支援
	就労先の情報提供		行政へ付添
	仕事の提供		住民票取得支援
	ボランティアワーク提供		金銭
生活	安否確認	コミュニケーション	生活資金貸付
	生活用品提供		身上相談
	食事提供		話し相手
	身辺ケア	コミュニティ	支援対象者間の交流の場所・仕組み
	日常生活ケア		
	生活相談		
	自立までの個人プラン作成		

《支援後の様子、アフターケア》

行政からの紹介で宿泊所に入居したが、路上歴も長く、支援開始直後は全く話さず、コミュニケーションがなかなかとれかなかった。しばらくして身ぎれいにし求職活動をするよう指導はしていた。ある時から身ぎれいにするようになり、また支援者とも話をするようになる。就労体験に参加したことがきっかけとなり、就労意欲が出始め自らすすんでハローワークに通い求職活動を始める。清掃の仕事に就き、生活も落ち着いた所で、半就労半福祉でアパートに転居した。アパート転居時に支援団体からの貸付金も返済した。路上生活が長いため、当初困難なケースと思われたが、変化は大きく、現在も就労を継続中である。

ケース6

(グループVII)

トリガー要因：5 支援メニュー数：23

男性 初 HL の推定年齢：20代前半 ／ アウトリーチ ／ 路上（1ヶ月未満）

《略歴》

知的障害がある（知的障害）。両親が離婚し（親の不仲・離婚）、その後小学校6年生の時に一家離散となり養護施設に入所する（児童養護施設等への入所）。高校卒業後（全日制高校卒業）、食品関係の仕事に就職。働きながら運転免許を取得させてもらうなどしてもらったが、大阪に出てくる（失業（次の仕事を伴わない））。仕事もなく野宿をする。大阪で手配師の紹介で香川県で塗装業に就く。職場でいじめられ逃げ出し、アウトリーチをきっかけに支援団体の支援を受ける。

《支援内容》

（2012年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

就労	就業相談	行政サービス	生保申請支援
	職場との調整		行政へ付添
	就業の保証人提供		障害者・療育手帳取得支援
	ボランティアワーク提供		年金受給支援
生活	生活用品提供	法律	法律相談
	食事提供	金銭	金銭管理
	他の支援団体・施設へ紹介	コミュニケーション	身上相談
	身辺ケア		話し相手
	日常生活ケア	コミュニティ	支援対象者間の交流の場所・仕組み
	家族との調整		交流会・食事会等の開催
	生活相談		
住居	居宅探し支援		
	緊急時の宿泊先提供		

《支援後の様子、アフターケア》

支援団体のシェルターに入所し、生活保護を受給し、アパート転居をした後、A型作業所で就労する。現在、母親と連絡を取るようになった。支援団体は引き続き金銭管理や行政の手続きの支援を行いつつ、生活相談を受けたりボランティアワークを提供するなどしている。また、その他の支援者（機関）と連携をとりつつ支援を続けている。

ケース7

(グループVII)

トリガー要因：8 支援メニュー数：4

男性 初 HL の推定年齢：50 代後半 ／ リファー（行政・福祉事務所）／ 路上（1ヶ月～1年）

《略歴》

地元の高校を卒業後（**全日制高校卒業**）、地元を離れアルバイトで生計をたてる（**不安定就労**）。関西で食品関係の仕事をしていたが、30代で福岡に行き土木関係の仕事に就く。40代で帰郷するが仕事が見つからず飲酒量が増える（**アルコール依存**）。アルコール依存症の治療のため入院をし（**生活保護**）、精神障害者手帳を取得する（**精神障害（その他）**）。退院後、再び帰郷し障害者年金で生活するが、仕事も見つからず兄弟との折り合いも悪くなつたため（**家族間の不和（その他）**）、故郷を離れる。九州地方でサウナや路上生活をしていたが、金銭トラブルがあり自治体の保護課に相談に行った。そこで支援団体を紹介される。2回の離婚歴があるが時期ははつきりしない（**離婚（初回）**）（**離婚（複数回）**）。

《支援内容》

（2012年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

生活	安否確認
	食事提供
	他の支援団体・施設へ紹介
住居	緊急時の宿泊先提供
	住居の保証人提供

《支援後の様子、アフターケア》

シェルターを経てのち、すぐに居宅に移行した。その際に支援団体として保証人を提供している。現在は障害者年金と生活保護で生計をたてている。支援団体では生活相談を継続して行っている。

ケース8

(グループⅧ)

トリガー要因：10 支援メニュー数：12

男性 初 HL の推定年齢：30代後半 ／ リファー（矯正施設）／ 非路上

《略歴》

軽度の知的障害がある（**知的障害**）。両親は離婚している（**親の不仲・離婚**）。また、父親から暴力を振るわれることもあった（**被虐待**）。幼少のころから児童施設に入り、17歳まで入所していた（**児童施設等への入所**）。仕事は、中学を卒業（**中学校卒（進学なし）**）してから家具の組み立て、自動車部品製造、とび職、新聞配達員などを転々とした（**不安定就労**）。20歳すぎの時に骨折で入院している（**身体疾患（1週間以上の入院）**）。また、20代で結婚し、その後離婚した（**離婚（初回）**）。性格は喧嘩早く、ギャンブルなどで借金があった（**負債（金融機関からの多重債務）**）。20代後半に罪を犯し収監される（**収監（初回）**）。矯正施設からのリファーにより支援を開始する。

《支援内容》

（2012年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

生活	安否確認	行政サービス	生保申請支援
	生活用品提供		障害者・療育手帳取得支援
	食事提供		金銭管理
	他の支援団体・施設へ紹介		コミュニケーション
住居	緊急時の宿泊先提供		生活相談
	住居の保証人提供		身上相談
	居宅探し支援		

《支援後の様子、アフターケア》

団体が運営する自立準備ホームに入所後、療育手帳を取得する。支援団体が保証人になり生活保護を受給しアパートに転居する。アパート転居後、債務処理の支援や金銭管理を行った。また、居宅へ移行したのち就職活動を行ったが、量刑も重かったため一般の就労では仕事が決まらず、就労先を紹介し同行面接を行った。就労後も定期的に連絡をとり、就労先とも連絡をとりつつ見守りをしている。その後生活保護廃止となり、現在は経済的にも自立している。

ケース9

(グループIX)

トリガー要因：14 支援メニュー数：27

男性 初 HL の推定年齢：50 代前半 ／ リファー（更生保護施設）／ 非路上

《略歴》

知的障害があり（**知的障害疑い**）、支援開始後に療育手帳を取得した。小学生のころに肺炎で入院をする（**身体疾患（1週間以上の入院）**）。高校生の時に父親と死別し（**親との死別**）、経済的な理由から高校を中退する（**高校中退**）。その後、大工見習、調理師見習、土木作業員などの仕事（**不安定就労**）をしていたが、母親が倒れたため帰郷する。20代より複数回の触法歴がある（**収監無しの触法（初回）**）（**収監無しの触法（累犯）**）。母親の看病をしながら運転手をし、この間に複数回の離婚を繰り返す（**離婚（初回）**）（**離婚（複数回）**）。子供あり。40代で借金をする（**負債（多重債務）**）。その後務めていた会社が倒産し（勤務先の事業不振・倒産）、この頃から飲酒でのトラブルが多くなる（**アルコール依存**）。その後、触法を繰り返し、収監される（**収監（初回）**）。出所後、建設会社で働いていたが、会社との折り合いがつかず更生保護施設に保護される。体調がよくなく就労が出来ないため（**失業（次の仕事が伴わない）**）、更生保護施設からの紹介で支援団体の宿泊所に入所した。

《支援内容》

（2012年度入居者調査より作成 入居期間中の支援メニュー）

就労	就業相談	行政サービス	生保申請支援
	職場との調整		行政への付き添い
	就業訓練		住民票回復支援
	就労先の情報提供		障害者・療育手帳取得支援
	資格取得支援		法律相談
生活	安否確認	法律	法律相談
	生活用品の提供		金銭管理
	食事提供	金銭	生活資金貸付
	家族との調整		生活相談
	身辺ケア		身上相談
	日常生活ケア	コミュニケーション	話し相手
	自立までの個人プラン作成		コミュニケーション
住居	宿所提供的	コミュニティ	交流会・食事会等の開催
	居宅探し支援		
健康	服薬管理		
	看護行為		
	通院付添		

《支援後の様子、アフターケア》

支援団体の宿泊所に入居した。体調不良のため、すぐに就労することは不可能。また、知的障害の疑いがあったため、療育手帳を取得した。飲酒もやめることができたので、生活保護をうけアパート転居をめざす。一般就労ではなく作業所に通所することにし、受け入れてくれる作業をとの調整を行った。アパート転居をするが、人間関係がうまくいかず、飲酒が再開し作業所に通わなくなる。支援団体が本人と相談し、支援団体が運営を始めた作業に通うことにして現在に至る。

ケース 10

(グループⅡ)

トリガー要因：7 支援メニュー数：14

女性 初 HL の推定年齢：40 代前半 リファー（見かけた一般市民より）／路上（1 ヶ月～1 年）

《略歴》

幼い時から難聴である。小学生の時に両親が離婚し（親の不仲・離婚）、その後、父親は再婚したが家にいづらくなり（家族間の不和（親子））養護施設に入所する（児童施設等への入所）。中学校卒業後、働きながら通信制高校を卒業する（定時・通信制高校卒業）。長く製造業に就いていたが、病気を患う（身体疾患（1週間の入院無し））。40 代前半で会社都合で退職（失業（次の仕事が伴わないもの））。その後は貯金を切り崩しながらホテルを転々としながら生活していたが、病状が悪化し（身体障害疑い）路上生活となる。

《支援内容》

（2012 年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

就労	就業相談	住居	居宅探し支援
	職場との調整		障害者・療育手帳取得支援
	就業の保証人提供		法律相談
	ボランティアワーク提供		身上相談
生活	生活用品提供	コミュニケーション	話し相手
	食事提供		支援対象者間の交流の場所・仕組み
	生活相談		交流会・食事会等の開催

《支援後の様子、アフターケア》

路上で暮らす女性がいると、支援団体に連絡してきた人がいた。支援団体のシェルターに入所時はうつ状態であった。支援開始後に身体障害の手帳を取得した。賃貸住宅に移行し、就労（パートやアルバイト）をしている。移行してからも、定期的に連絡をとり、生活上の相談にのっている。また、交流会などを開催し関係を続けている。移行の時や移行後も、医師や看護師、社会福祉士、弁護士、他の支援団体など多くの支援団体や支援者と協力しながら支援をしている。

ケース 11

(グループ I)

トリガー要因：4 支援メニュー数：4

女性 初 HL の推定年齢：50 代後半 ／ リファー（他の支援団体・機関）／ 非路上

《略歴》

高校卒業後（**全日制高校卒業**）、サービス業のパートを転々とをする（**不安定就労**）。結婚し子どもをもうける（**出産**）がその後、夫と別居状態になる（**家族間の不和（夫婦）**）。県外で 10 年ほど生活していたが、養育費が途切れ、子供の進学に合わせて帰郷した。仕事と住居がなく親族宅に居候の状態となり、相談に訪れた。

《支援内容》

（2012 年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

生活	食事提供
	就業相談
就労	就労先の情報提供
その他	

《支援後の様子、アフターケア》

求職活動はするが、夫との婚姻関係が継続中のため既存の制度が利用できず、引っ越し費用が捻出できず相談に訪れる。利用できる制度を探し、住宅手当や貸付を利用して引っ越し費用を確保する。求職活動は業種を絞ってを行い、早々に仕事もみつかった。

ケース 12

(グループIV)

トリガー要因：3 支援メニュー数：7

男性 初 HL の推定年齢：60 代後半 ／ リファー（行政・福祉事務所）／ 路上（約 1 ヶ月）

《略歴》

中学を卒業後（中学卒（進学なし））、製造業や建設業の仕事の仕事に就く（**不安定就労**）。50 代のころ上京し建設業の仕事に就いたが、高齢のため退職。その後、飯場を転々としながら日雇いの仕事をしていたが、高齢のため仕事が回って来ず飯場を出て（失業（次の仕事が伴わないもの））路上生活となる。

《支援内容》

（2012 年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

生活	食事提供
	生活相談
	安否確認
	生活用品提供
住居	居宅探し支援
行政サービス	生保申請支援
	行政へ付添

《支援後の様子、アフターケア》

支援団体の炊き出しに來ていたので顔は知っていた。その後福祉事務所よりリファーを受ける。支援団体の宿泊所に入所後、生活保護を受給しアパートに転居した。定期的に連絡をとりながら、生活相談等にのっている。

ケース 13

(グループⅡ)

トリガー要因：8 支援メニュー数：15

男性 初 HL の推定年齢：40 代後半 ／ アウトリーチ（炊き出し）／ 路上（3 年以上）

《略歴》

3 歳ごろに養子に出される（**15 歳未満の離家**）。高校を 2 年で中退する（**全日制高校中退**）。その後ほとんどの仕事は非正規就労であり、運送業が多い（**不安定就労 非正規雇用・日雇い等**）。長期失業期間中に飲酒して住居侵入、執行猶予となつたことがある（**長期失業状態・1 年以上**）（**収監無しの触法・初回**）。職場での事故で脳挫傷となり（**身体疾患・1 週間以上の入院**）、高次脳機能障害の疑いあり（**精神障害疑い・その他**）。日雇い労働を経て（**失業・次の仕事を伴わないもの**）路上生活となる。家族との連絡は途切れている。

《支援内容》

（2012 年度移行者等調査より作成 支援開始から居宅・施設への移行までの期間の支援メニュー）

就労	ボランティアワーク提供
生活	安否確認
	生活用品の提供
	食事提供
	生活相談
	自立までの個人プラン作成
	住居の保証人提供
住居	通院付添

行政サービス	生保申請支援
	行政への付き添い
金銭	金銭管理
	生活資金貸付
コミュニケーション	話し相手
コミュニティ	支援対象者間の交流の場所・仕組み
	交流会・食事会等の開催

《支援後の様子、アフターケア》

付き合いは長い。支援団体とは炊き出しで知り合った。生活支援を行い、支援団体の宿泊所に入居後、およそ半年後に、賃貸アパートに転居した。自由な来訪の受け入れ、定期的な訪問、ボランティアワークの提供、金銭管理などを行っている。様子がおかしいと思い病院を受診させると、認知症であった。

IV. 生活困窮者自立支援施策の十全な稼動をめざして

1. 知見の整理

再度現状を確認するが、**生活困窮者への関心の増大**と、**ホームレス状況への関心の低下**、という流れの中で、全国のホームレス支援団体を東ねる唯一の全国組織としてなさねばならない**調査タスク**は、政策立案、見直し、施行への正しい知見＝エビデンスの提供であることは既述したとおりである。それが正しい認知に基づかない社会の偏見や忌避、差別を少なくしてゆくことにつながるものと考えている。特に生活困窮者自立支援法への合流も視野に入れた、特措法の今後のあり方の検討の土台となる、本調査と関連調査から得られた知見を整理したい。

I章では、ホームレス支援の特徴として、ある種今までの福祉本流のマナーではあまりみることのなかった独自な支援のマナーがあり、総合的包括的な生活支援を行っていることを述べた。もちろん民間団体の実践であり、分析でも明らかにしたように団体間の体力差は大きく異なっている中での一般化である。一部のホームレス支援団体はボランティアに依存する部分が大きい一方で、しっかりととした行政との連携や助成の体制がとれている団体もある。どこの地域においても必要な支援を提供する事業には専門家の関与や行政の支援連携が本来必要であるが、支援の地域差、団体差、行政の考え方の差などは大きく存在していることも事実である。こうした現実を踏まえた上で、その独自性を整理しておくと、下記のようになろう。

《ホームレス支援の独自性》

- ① ホームレス支援は、総合的で包括的な生活支援であること。
⇒入り口から出口までワンストップ型
- ② 生活困窮のジャンルを問わない支援対象層をつかんでいること
⇒支援対象者はノーフィル
- ③ 支援の起点となるアウトリーチ活動が大変重要であること
- ④ その後の支援に中間ハウジングを駆使していること
- ⑤ 中間ハウジングを基点としつつ中間就労を生み出していること
- ⑥ さらに、ホームレス支援の「卒業」後のアフターケアも推進されていること
- ⑦ アフターケアを含みこむことで就労支援の成果があがること
- ⑧ アフターケアを含む伴走型支援は、社会的孤立の軽減にむけてのキーとなっていること
- ⑨ 不可避な中間ハウジングの終の棲家化の問題を抱えること

そして、本トリガー調査において下記の知見に応えるという設計でのぞんだ。

- A) どのような支援、ケアの特質があるのか？
- B) どのように効果を計測してゆけるのか？
- C) そして、こうした支援が独自の領域で行われるべきものかどうなのか？

応答としては、少々 **当初の仮説とは異なる結果が出てきた**といえる。生活困窮者自立支援法との関連でいうと、ホームレス支援のもっともコアな部分では、路上の夜回り・昼回りや炊き出しでのアウトリーチでファーストコンタクトを取った対象者があり、路上の生活者=狭義のホームレスの抱える困窮要因=トリガー要因と深く関わっており、その後の支援も分厚くなるのではないか、という予測であった。しかし結果として、路上生活の経験がなく、福祉事務所や他関係機関からのリファーによる非路上生活者=広義のホームレスのほうが、トリガー要因が多く、その後の支援も多くなることが判明したのである。

《**当初の仮説は検証されなかった**》

新たにあぶりだされた知見は、以下のようなになる。ファーストコンタクトにかかる入り口の類型や、路上、非路上という類型の違いよりは、年齢という要素が、トリガー要因やその後の支援に影響を与えていたことが判明した。特に、若年層（本調査では39歳以下）において、困窮にいたるトリガー要因は、高年齢層よりもずいぶんと多くなり、障害（特に知的）を抱えている点がかなり高く出る点や、家庭の問題を早期から抱え、脆弱な状況のもとにホームレス状態にいたる流れが、数値的に浮き出てきたことである。再度述べるが、脆弱な雇用状態（特に日雇い労働など）から路上化した高齢層=今までの典型的なホームレス像から、脆弱な家族関係と障害をかかえることからホームレス状況に至るという若年層=新しいホームレス像が浮き彫りにされたということになろう。ここには路上か非路上か、あるいはアウトリーチカリファーかというところとはあまり関係しないといつてもよいことが判明した。その観点からすると、路上生活経験やアウトリーチなどにこだわって層別化して利用者像の独自性を見出そうとした仮説は立証されなかった。

また個別ケース事例はあくまでサンプル調査ではあったが、その描写からは、困窮の行き着く先、ハウジングと家庭、雇用というところを失った、あるいは矯正施設から出所して使えるソーシャルキャピタルがない、利用できない、利用のすべがわからない脆弱な状況の中、まさに最後の受け皿としての支援団体の機能が強く出てきていることがわかったと言えよう。

トリガー要因のなかで、成育環境における**脆弱要因や社会的孤立**をあらわした要因を**図表IV-1-1**に示している。これをホームレスになった年齢別にその%値を**図表IV-1-2**であらわしているが、その脆弱な状況や、社会的孤立度合いが特に若い年代に脆弱性が63.4%、社会的孤立が78.0%と高くでていることからも、明瞭に伺える。いずれにしても、そのほかの年代においても、成育環境の脆弱要因は6割前後、社会的孤立という要因は3分の2近くにものぼっており、状況は深刻である。

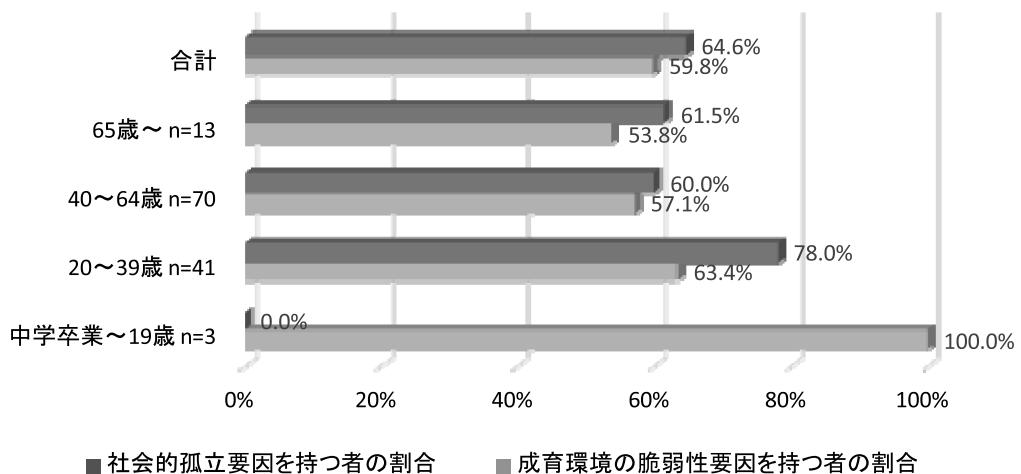
成育環境の脆弱性要因

項目	小分類	No.
学歴	学校での人間関係不和	601
	中卒	603
	高校中退	604
	定時制中退	605
	不登校	602
家庭	虐待	414
	親の離婚	416
	中学までの経済的困窮	417
	親との死別(自殺)	418
	親との死別(その他)	419
	15歳未満の離家	420
	親がひとり親	421
	児童施設への入所	422

社会的孤立要因

項目	小分類	No.
家庭	家庭の不和(夫婦)	401
	家庭の不和(その他)	402
	家族との死別(自殺)	403
	家族との死別(その他)	404
	家族関係の断絶	408
	離婚(初回)	409
	離婚(複数回)	410
	家族間不和(親子)	413
	ひきこもり	415
雇用	職場での人間関係不和	501

図表IV-1-1 成育環境の脆弱と社会的孤立



図表IV-1-2 成育環境の脆弱性と社会的孤立をもつ者の年齢ごとの割合

このように層別類型化の分析を無意味化するようなリアルな現実が伝わり、ひとりひとりに向き合う=きちんと受け止める支援の重要性が個々に見て取れよう。言い換えれば、きちんと受け止めた事例が、今までの調査でとらえられてきたのである。

《一歩手前の支援》

生活困窮者自立支援法では、通常の支援手法で（家がまがりなりにもあるという前提で）、このような要因の人が相談に来る場合、どこまで支援できるのかというと、なかなか難しいというのが現状であろう。家と生活の支援があればというラインでまず安心感を持った次に、こうした生活困窮者自立支援の相談に移行でき、そこで仕事の支援ということになるようと思われる。**新法の十全たる稼働には、その「一歩手前の支援」**をはさみこむ必要であり、それには「一時生活支援」を新法から切り離すこととも視野に入れつつ、ホームレス支援の枠組み／手法の活用を検討するということが、ひとつの提案となると思われる。

この「一歩手前の支援」においても、路上生活が長期化すると支援にのりづらくなる、路上生活パタ

ーンがかえづらい、地域生活に移行しても、年金が入ればもどつてしまふ、仕事があればもどつてしまふという形で、支援にのらない人がいるのも、もうひとつの実態の側面である。どのようにすれば、支援の話が通つてその後にうまくつながったのか、というファーストコンタクトのありよう=ひとりひとりにどう向き合うか=きちんと受け止めるかが深く問われてくる。

《きちんと受け止めること》

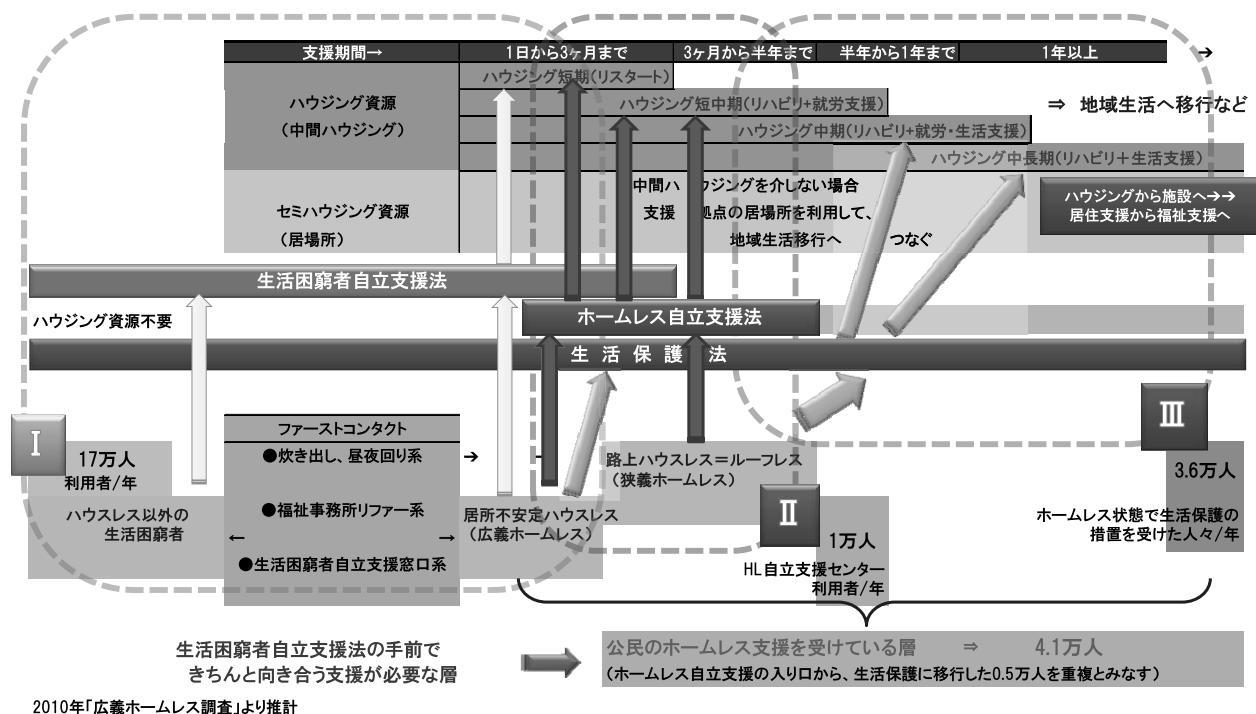
ホームレス支援の肝は夜回りや昼回り、炊き出しなどのアウトリーチにあり、それがホームレス支援団体のアドバンテージになっているが、今の趨勢としては、ホームレス支援の現場でも、本NPOが今までやってきたパネル調査において、アウトリーチが減り、リファーが増えてきている現状もある。この違いがその後の支援にどう影響を及ぼすかについても、既述したように明確な相違がいわゆる「入り口類型」分析でも出てこなかったのである。

利用者=生活困窮者の視点からすれば、相談して対応してくれれば何処でもいいわけで、それが生活保護課でもホームレス支援課でも、また関連する公的窓口や、民間支援団体でも、その時々に**きちんと受け止める**かどうかにかかるといえる。結局利用者側から考えた時には、制度による入り口の厳密な色分けは何のためなのかよく分からないということになつてしまう。きちんと受け止めることの背景に、中間ハウジングがあれば、支援団体があればリファーしていくことができる。そしてこうした地域資源は偏在しているために、きちんとした受け止め方が地域によって異なっているのが現状であろう。**地域資源をいかに創って行くのか**が、そしてこうした創出を支える広い意味での地域資源を掘り起こしてゆく、創生してゆく仕組みづくりをバックアップする「地域政策」が必要となつてこよう。

2. 新法、特措法、生活保護法のカバー領域と中間ハウジングとの関係

《一歩手前の支援を必要とする人々の需要の量感》

いずれにしても図表IV-2-1 のように、生活困窮者自立支援法（カバー領域はIで、年に 17 万人ほど）の一歩手前支援というところで、現実には、年に 4.1 万人の対象者が存在しているという推計をわれわれは行っている。これは 2010 年の本N P Oがおこなった、いわゆる「広義のホームレス調査」から得た数値である。内訳は下図のIIとIIIの領域であり、IIは、公的セクターと一部民間団体が担うホームレス自立支援法のカバー領域を通過する 1 万人／年の領域である。そしてIIIは、ホームレス状況の人々への生活保護を適用した 2010 年度の調査からの推計値である 3.6 万人／年の領域である。IIでは 0.5 万人／年ほどが生活保護に移行しているため、IIとIIIの重複を除くと、4.1 万人が脱ホームレスしているが、この規模が新法適用の前に位置する**一歩手前の支援のカバー領域**である。



図表IV-2-1 新法、特措法、生活保護法のカバー領域と中間ハウジングとの関係

《一歩手前の支援に必須のハウジング資源》

この**図表IV-2-1**は、中間ハウジングの問題から課題を整理したものでもある。3法（生活困窮者自立支援法、ホームレス自立支援法、生活保護法）からの切り分けのポイントは、図の上から、支援期間の長短、中間ハウジング資源の支援内容、そして支援対象者のハウスレス状況の中身の3つである。それぞれ**I**、**II**、**III**のサービス領域がみられることになる。

まず**IIの領域**では、支援期間が3ヶ月から約半年までの就労支援を柱とするホームレス自立支援法=特措法がもっともよく機能するところであり、近年はシェルター事業の拡大に伴い、より短期間の支援で済むとみなされる層も含むことになったが、既述したように年1万人規模の利用者が推計されている。特措法の延長がなくなり、新法に吸収される可能性は否定できないが、既に分析してきたように、新法の用意するファーストコンタクトではどうしても乗りにくい人が相当いることも判明しており、特措法の領域である**II**を、期限の切れる2017年以降、どのように法的に保証していくのかが、課題となっている。

Iの領域においては、「ハウスレス以外の生活困窮者」で、高齢でない部分は、新法にはもっとも乗りやすい層であり、利用者のボリュームは、広義のホームレスとも合わせて年に17万人くらいと2010年調査では推計している。またこの層は、生活保護法をなるべく頼らずに新法中心に動かしてゆく可能性も高いと思われる。ただこの層の図では右側に描いている居所不安定な広義のホームレス層は、中間ハウジング、特に短期のシェルターを利用することになり、ここで特措法との重合が見られてしまう。川上から川下への支援を特徴とするホームレス支援の特徴からすると、その後のハウジングのつなぎが保障されるという点から、大都市圏や地方の主要都市においては、特措法の枠組みで運用を行ってゆくことが妥当な層であるように思われる。

最後に**IIIの領域**であるが、生活保護法以外の根拠法が見当たらない部分である。第1種社会福祉施設である生活保護施設での出入りが少なく回転しないため、生活保護の住宅扶助を利用した、第2種社会福祉施設や届出無しでの支援付き住宅といった、中間ハウジングの本来の施策の想定外の事態が進行している。そして、支援期間が長期化する層において、終の棲家化している現状も明らかになっており、生活保護法以外での施策の枠組みがどうしても必要となってこよう。

これに加えて、図でも示しているが、地域に点在する居場所というものが、中間ハウジングがない、あるいは補完する形で、資源として必須となっているのである。このようなハウジング資源が地域に埋め込まれていて、きっちりと受け止める支援が可能となり、一歩手前の支援が行われるのである。そしてそうした支援で脱ホームレスを果たした事例が年に4万人を上回るというのが事の次第である。

《ホームレス自立支援法の今後の位置づけ》

本トリガー調査で判明したことは、若年層の支援に障害をかかえ困窮要因が多く、支援の投下度の高いこと、またそのような状況の中で、上で述べたような支援や支援対象の類型化は施策の整理になるかもしれないが、出会いのファーストコンタクトにおいて、いかにひとりひとりに向き合い、きっちり受け止めるか、に支援の実質と、被支援者への支援の効果が見られるということであった。本調査も実は、そうした向き合った事例の集積から構成されているのである。向きあえなかつた、きっちりと受け止められなかつた事例は、多くあることは間違いないが、調査からはこの層はすくい取れていない。

「家と仕事と生活の支援があればまず安心感」という、ホームレス支援団体の実感は、特に家と生活での安心感をホームレス支援で達成する領域であろう。仕事については、新法でも力をいれているところであり、ただ高齢者の仕事と家というところに新法は目を向けておらず、この点もホームレス支援の原型でもあり、サービス提供の領野となろう。

このように一步手前の支援を確立してゆくことが、狭義のホームレスにとどまらない広義ホームレスの支援もカバーするホームレス自立支援の特措法を、内閣法としての恒久法にしてゆく必要性を、本調査はエビデンスをもとに実証したと言える。

付 錄

調査検討委員会名簿

委員長	奥田 知志	特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク 理事長 特定非営利活動法人 北九州ホームレス支援機構 理事長
委員長	水内 俊雄	大阪市立大学 都市研究プラザ 教授
委 員	小林 秀彦	横浜市健康福祉局 生活福祉部 保護課 支援調整担当課長
委 員	藏野 和男	大阪市 福祉局 ホームレス自立支援担当課長
委 員	西岡 正次	豊中市市民協働部理事、豊中市パーソナルサポートセンター所長
委 員	山田 實	特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 理事長
委 員	古木 大介	特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会 事務局長
委 員	立岡 学	特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長
委 員	阪東 美智子	国立保健医療科学院 主任研究官
委 員	鈴木 亘	学習院大学経済学部 教授
委 員	藤森 克彦	みずほ情報総研 主席研究員
委 員	山本 美香	東洋大学ライフデザイン学部 准教授

執筆者一覧

水内 俊雄	序、I、II、III、IV 章
菅野 拓	II 章
山田 理絵子	III 章
稻垣 吉裕	III 章
田淵 貴大	II 章

調査票

1

受付番号【

生活困窮要因のトリガーアンalysis

前回調査ID	イニシャル	生年	性別	1:男性 2:女性	コンタクトの経路	野宿／非野宿
				1:アワトリーチ 2:リファー 3:本人間合せ	1:野宿 2:非野宿	
ヒアリング団体	ヒアリング対象者(職員)	調査者	日付			
ヒアリング概要【右表大分類の要因があるか、大分類ごとに要確認!】						

要因NO.	小分類	番号
健康	身体疾患(1週間以上の入院) 身体疾患(1週間入院無し)	101 102
障害	出生 精神障害(統合失調症) 精神障害(発達障害) 精神障害(その他)	103 104 201 202 203
	知的障害 身体障害 精神障害(統合失調症) 精神障害(発達障害) 精神障害(その他)	204 205 206 207 208
	身体障害 依存症(アルコール) 依存症(薬物) 依存症(ギャンブル)	209 210 211 212
事業・家計	経営の悩み 事業不振 倒産・産業 生活苦 負債(住宅ローン) 負債(金融機関からの多重債務) 負債(金融機関からの單一債務) 負債(車両保証) 負債(友人等との他の債務) 生活保護歴	213 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310
家庭	家族間の不和(夫婦) 家族間の不和(その他) 家族との死別(自殺) 家族との死別(その他) 親世代の失業・事業失敗 育児の悩み 介護・看病疲れ 家族間の不和(夫婦) 離婚(初回) 離婚(複数回) DV被害(夫婦・内縁関係) 妊娠日や不妊の悩み 家族間の不和(親子) 被虐待	401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415
特記事項		

厚生労働省 平成 25 年度
セーフティネット支援対策等事業費補助金(社会福祉推進事業)

生活困窮要因のトリガー分析と対応する居住・就労等に関する
相談支援の先進事例調査 報告書

平成 26 年 3 月

特定非営利活動法人 ホームレス支援全国ネットワーク
福岡県北九州市八幡東区荒生田 2-1-32